

令和6年度予算概算要求 主要事項

文部科学省総合教育政策局

目 次

○令和6年度予算概算要求 主要事項	1
1. 教師人材の確保強化	2
2. GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速化	7
3. 日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・ 定着、教育の国際化の推進	12
4. 生涯を通じた障害者の学びの推進	18
5. 日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実	22
6. 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実	40
7. 地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の向 上や体験活動の充実、学校安全体制の整備の推進	43
8. リ・スキリングを含めたりカレント教育等社会人の学び直 しの機会の拡充	62

令和6年度予算概算要求 主要事項

(単位：百万円)

事項	主な事業	R6要求額 (R5予算額)
1 教師人材の確保強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 教師人材の確保強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業 (2) 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部機能強化 	519 (0) 1,702 (0)
2 GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速化	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データ分析の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用 (2) 教育データサイエンス推進事業 	1,590 (580) 157 (86)
3 日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人の留学促進、G7・ASEAN・インド等の外国人留学生の受入れ等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 (2) アジア高校生架け橋プロジェクト+ 	519 (141) 456 (176)
4 生涯を通じた障害者の学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校卒業後における障害者の生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 	152 (141)
5 日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人等に対する日本語教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 (2) 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上 (3) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育 ● 学校等における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等 <ul style="list-style-type: none"> (4) 外国人児童生徒等への教育の充実 	631 (600) 450 (191) 396 (128) 1,238 (1,196)
6 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外教育施設の戦略的な機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 在外教育施設の機能強化 (教師派遣、プログラム支援等) 	18,243 (17,927)
7 地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進、青少年教育施設の機能強化等による体験活動や読書活動の推進、家庭教育支援等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校を核とした地域力強化プラン (2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト (3) 読書活動総合推進事業 (4) 社会教育デジタル活用等推進事業 ● 学校安全体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> (5) 学校安全推進事業 (6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 	8,881 (7,650) 104 (79) 56 (45) 78 (49) 373 (343) 338 (338)
8 リ・スキリングを含めたリカレント教育等社会人の学び直しの機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学・専門学校・高専等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業 (2) 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育 (リ・スキリング) 推進事業 (3) 大学等における価値創造人材育成拠点の形成 (4) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業 (5) 放送大学学園補助金 ● リカレント教育推進のための学習基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> (6) 地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業 (7) 自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業 (8) リカレント教育の推進に向けた環境整備事業 	716 (0) 402 (402) 80 (80) 29 (21) 7,609 (7,392) 290 (0) 77 (0) 220 (30)

1 .

教師人材の確保強化

(1) 大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化 推進事業

(新 規)

令和6年度要求額 519,340千円

1. 趣 旨

各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定している学校に配置する予定の教員数(配当数)を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時点で2,558人(5月1日時点:2,065人)であり、令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況は令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善3、令和5年度当初の状況は令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11となっており、教師不足の状況は地域により差はあるものの依然として深刻な状況が続いている。

現在の教師不足は、近年の大量退職・大量採用により若年層の教師が増加し、産休・育休取得者が急増したこと及び、特別支援学級が見込み以上に増加したことなどにより臨時講師の需要が増加した一方で、大量採用により臨時講師の正規教員としての採用が進んでおり、臨時講師のなり手が不足する構造的な要因によるものである。

現下の教師不足の解消のためには、臨時講師のなり手を確保する必要があり、各教育委員会においても現職以外の教員免許保持者向け説明会・研修の実施などの取組を行っているが、それらの取組を行った上でも教師不足が発生している状況にあるところ、現在声掛けをしている採用選考受験者や管理職等の伝手に留まらず、大学、PTA、民間企業等と協力し、新たな領域へ踏み出して教師のなり手を発掘することが必要となっている。

2. 事業内容

・大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進

教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費等を支援する。

本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスクリングのための研修等を担い、また、学校現場への入職を希望する者に対し入職を促す。

大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業

令和6年度要求・要望額

5億円
(新規)



文部科学省

背景・課題

○ 各学校の実際の教員配置数が、各自治体が設定している学校に配置する予定の教員数（配当数）を満たしていない「教師不足」については、令和3年度始業日時時点で2,558人（5月1日時点：2,065人）など大変憂慮すべき状況。

⇒ 現下の教師不足の解消のためには、採用選考受験者や管理職等の伝手に止まらない、新たな領域へ踏み出して教師のなり手を開拓することが必要

○ また、昨年12月に出された中央教育審議会答申でも、学校教育が抱える様々な課題に対応し、質の高い教育を実現するためには、教職員集団の多様性を高めることの重要性に指摘有り。

⇒ 民間企業や大学等の団体から学校現場に短期間の入職ルートを創出し、学校現場の多様性を確保。

事業内容

○ 教師のなり手発掘のため、大学、PTA、民間企業等と連携・協働し、教師の仕事の価値ややりがいについて、地域社会全体に魅力を発信する取組及び、教員免許保有者を始めとした新たな外部人材の学校現場への入職支援の実施にあたり必要となる事業実施費用、システム構築費等を支援。

○ 本事業を受ける教育委員会、外郭団体は、当地の教員養成を担う大学、PTA、民間企業等とともに、教職志望者を発掘、リスキングのための研修等を担う。また、学校現場への入職を希望する者に対し、例えば、以下のパターンでの入職を促す。

パターン(1)：教員免許保有者の場合、入職のための事前研修を実施し、学校とマッチングし入職。

パターン(2)：教員免許保有者で教職の経験がない場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、その後、適性を判断したうえで、臨時講師等として入職。

パターン(3)：免許を保有していない者の場合、入職のための事前研修後、まず、非常勤のスタッフ等として学習指導に携わり、適性を判断した上で、臨時免許状や特別免許状を活用し入職。

○ 本事業を受ける教育委員会・外郭団体は以下の活動・業務を実施

- ▶ 民間企業や大学、PTA等と連携・協働し、教職の魅力について広報・啓発
- ▶ 広報活動等を通じ、元教師や企業等の退職者をはじめ、広く臨時講師等のなり手を募集（アスリートやアーティスト等の多様な専門性を持つ人材を含む）
- ▶ 民間企業等から期限付きでの学校現場派遣の可能性の把握・働きかけ
- ▶ 学校現場への入職にあたり基礎的知識を身に付けるための研修コーナー
- ▶ 臨時講師・非常勤スタッフ等募集の学校側ニーズを集約および学校現場とのマッチング

○ 件数・単価：【補助事業】 24箇所 × 2,146万円（上限） = 5.2億円

※システム構築費1,500万円、広報発信・研修実施等事業費用646万円（それぞれ1/2まで補助、上限）

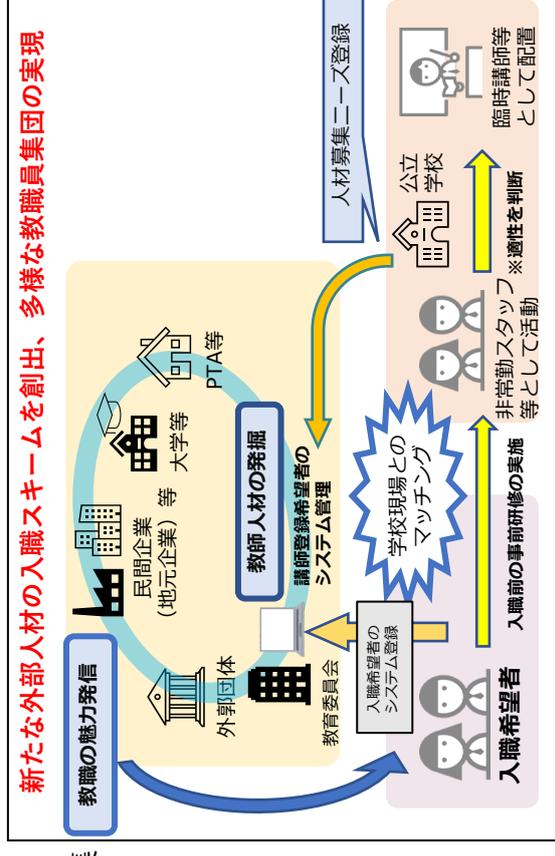
○ 支援対象：教師の任命権を持つ都道府県・指定都市教育委員会、人事協議会および公益財団法人などの外郭団体

【教師不足の状況】

- ・ 令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・ 令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・ 令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
- （「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）

【民間企業等出身者の割合】

- ・ 令和4年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合3.6%。
- （令和4年度 教員採用選考試験の実施状況調査）



(2) 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化

(新 規)

令和6年度要求額 1,702,486千円

1. 趣 旨

子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要であり、「教員養成は大学、採用・研修は教育委員会」というこれまでの垣根を越えた連携強化が求められている。

本事業においては、大学と教育委員会が連携・協働し

- ・ 大学入試における「地域教員希望枠」の導入
- ・ 当該学生への地域課題に対応したコース・カリキュラムによる教育
- ・ 高校生に対する特別プログラムの導入

など、大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するための取組に対して支援を行う。

2. 事業内容

・ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化

全国35箇所において、教育委員会と大学を結ぶコーディネーター教員が中核となり、「地域教員希望枠」の導入・拡充等の入試改革、離島・へき地、特別支援教育、不登校等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教師等の地域ニーズに対応したコース・カリキュラムの構築を行う。

また、高校生に対する教職セミナー等の高大接続事業、教員採用における特別選考等も併せて検討し、大学と教育委員会の連携・協働のもと、地域が求める質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保する体制を構築する。

地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部機能強化

令和6年度要求・要望額

17億円
(新規)



文部科学省

背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を一定期間支援。
- 大学入学選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
- ➔ 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
- ➔ 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

<地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例>

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

○ 件数・単価：【単独事業】 25箇所 × 4,000万円（上限） = 10.0億円

【複数大学連携事業】 10箇所 × 7,000万円（上限） = 7.0億円

○ 補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施

○ 支援対象：教職課程を置く各国公立大学

【申請要件等（予定）】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築するとともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネーターが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 附属学校や教職大学院等も活用しながら、実務家教員を輩出するサイクル等のキャリアパスを構築し、教育委員会との連携協定を事業3年目の中間評価時までに締結すること。
- 「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

○ 新規卒卒の受験者数（小中高）

H25：48,110人 ⇒ R4：39,651人

○ 教員採用倍率

・小学校 12.5倍 (H12) → 2.5倍 (R4)

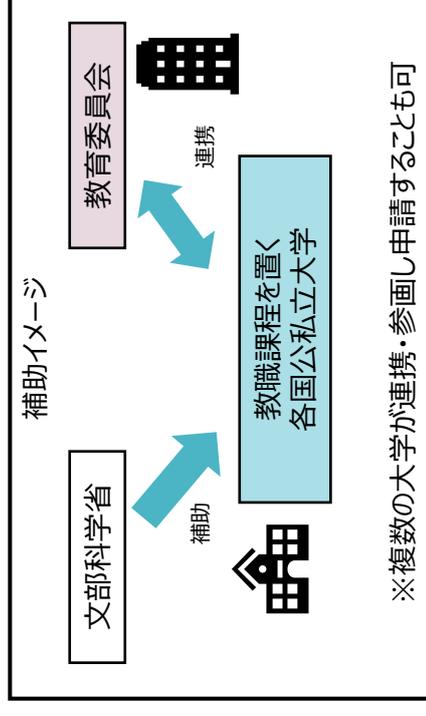
・中学校 17.9倍 (H12) → 4.7倍 (R4)

出典：令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況

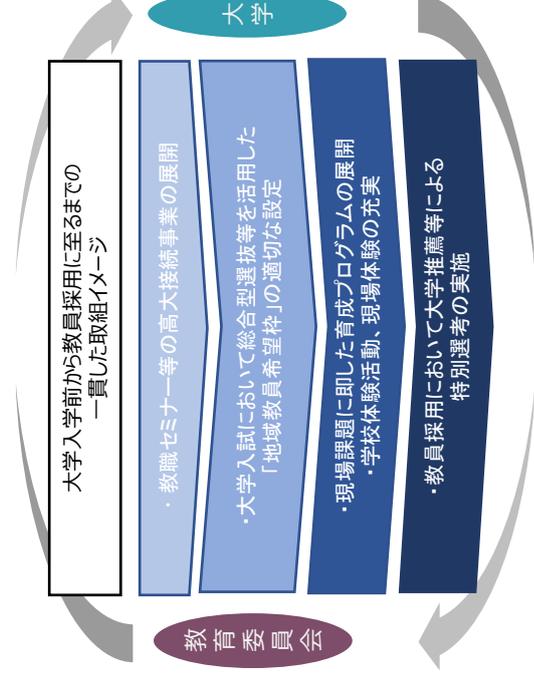
○ 国立教員養成大学・学部の教員就職率

R4.3卒業生：66.9%（進学者・保育士就職者除く）

出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業生及び修了者の就職状況等」



※複数の大学が連携・参画し申請することも可



（担当：総合教育政策局 教育人材政策課）

2. GIGA スクール構想の着実な推進と 学校 DX の加速化

(1) 教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用

(前年度予算額 579,916千円)

令和6年度要求額 1,589,964千円

1. 趣旨

教育 DX の推進のため、必要な共通ルールとツールを整備し、データを活用していく観点から、以下に集中的に取り組む。

- ① 文部科学省が開発した CBT システム (MEXCBT : メクビット) の改善・活用推進
- ② 文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey : エデュサーベイ) の開発・活用促進
- ③ 教育データの利活用の推進

2. 事業内容

① 文部科学省 CBT システム (MEXCBT) の改善・活用推進 1,178,427 千円 (419,340 千円)

令和6年度の全国学力・学習状況調査の生徒質問調査等の確実な実施、地方自治体独自の学力調査等の実施拡大を行う。さらに、令和7年度の全国学力・学習状況調査の悉皆実施に必要な機能拡充等を実施する。

② 文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) の開発・活用促進

124,827 千円 (58,676 千円)

文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において活用する、集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減にも資するシステムを運用する。さらに、調査実施者や回答者のニーズを踏まえた機能改善により実施調査の拡大を図る。

③ 教育データの利活用の推進

286,710 千円 (101,900 千円)

教育データの利活用を推進し新たな知見を創出するため、データ標準化の推進や自治体におけるデータ分析の実施促進、教育データ利活用にあたり留意すべき点の整理、web上の学習コンテンツの充実等を行う。

教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用

令和6年度要求・要望額 1,590百万円
(前年度予算額 580百万円)



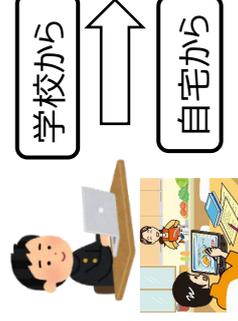
背景・課題

- 国全体で教育DXによる学びの環境を実現するには、教育データの利活用に必要な知見や成果を共有することができる**基盤的なツールを文部科学省が整備する必要**がある。
- また、基盤的なツールの活用により蓄積されたデータが効率的・効果的に活用されるためには、**教育データの相互運用性を確保するためのツールの整備、教育データの利活用を行う際の安全・安心の確保**、そして、**国や自治体によるデータ分析と分析に基づくアクションの実行**を並行して実践していくことが重要である。

事業内容

(1) 文部科学省CBTシステム (MEXCBT) の改善・活用推進 (1,178百万円 運用820百万円/開発348百万円)

- **文部科学省CBTシステム (MEXCBT：メクビット) を、希望する全国の児童生徒・学生等が、オンライン上で学習・アクセスメントできる公的なCBTプラットフォーム**として提供し、デジタルならではの学びを実現。
※ 令和2年から開発を実施。令和5年8月時点、約25,000校、800万人が登録。
- **令和6年度の全国学力・学習状況調査の生徒質問紙等において活用**予定。また、**令和7年度の教科調査の悉皆実施に向けて必要な機能の拡充**を実施。
- 地方自治体独自の学力調査等のCBT化について、令和5年度は約16自治体で実施予定。**令和6年度はさらなる量的拡大及び調査内容の質の向上**を図る。



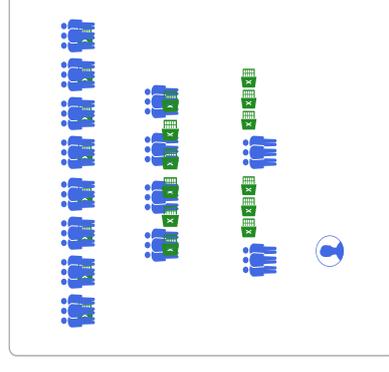
学校から

自宅から



(2) 文部科学省WEB調査システム (EduSurvey) の開発・活用促進 (125百万円)

- 文部科学省から教育委員会や学校等を対象とした業務調査において、調査集計の迅速化、教育委員会等の負担軽減にも資するシステムを開発し、令和4年度から試行。
- 調査結果の自動集約や即時的な可視化等が可能なことから、**学校現場や教育委員会からも利活用のニーズが高い**。
- 令和5年度は、約80の調査を実施予定。**令和6年度は、調査実施者や回答者のニーズを踏まえた機能の改善を実施し、約120の調査を実施**予定。



(3) 教育データの利活用の推進 (287百万円)

- 教育データ利活用に不可欠な**データ標準化の推進**やMEXCBTの解答結果等を活用した**自治体におけるデータ分析の実施促進・分析フォーマット (仮称) の活用支援、安全・安心の確保に向けた個人情報保護などの教育データ利活用**に当たり留意すべき点の整理、デジタル学習環境の窓口となる**学習eポートルの適合性評価の仕組みの運用**、web上の**学習コンテンツの充実・活用促進**や**オープンバッジ (学習履歴のデジタル証明) を活用したネットワークの構築**に関する調査研究を行い教育現場へのフィードバックや新たな知見の創出を図る。

(2) 教育データサイエンス推進事業

(前年度予算額 86,450千円)

令和6年度要求額 156,887千円

1. 趣旨

教育分野の政策立案・実施にあたり、これまではデータによる現状把握、それを踏まえた効果検証が十分ではない状況にある。GIGA スクール構想の進展により、教育データの利活用の可能性が広がる中、教育においてもデータの分析結果を効果的に反映できる環境を整備することが必要である。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月閣議決定)において、教育分野に関するプラットフォームの取組の推進が盛り込まれており、「教育再生実行会議第十二次提言」(令和3年6月)においても、公的な教育データプラットフォームの必要性が提言されている。

このような状況を踏まえ、教育データサイエンスセンターにおいて、教育データを活用した研究の拠点(ハブ)として、教育データサイエンス普及のための基盤整備及び教育データ利活用に係る研究・支援を実施するものである。

2. 事業内容

(1) 公教育データ・プラットフォームの構築 119,838千円(59,950千円)

国の教育分野の調査データや研究成果等を集約する公教育データ・プラットフォーム(試行版)の運用保守及び機能拡充

- ・令和4年度に構築した「公教育データ・プラットフォーム(試行版)」について、教育委員会等のニーズを踏まえ、教育データの見える化等の機能拡充を行う。

(2) 教育データを活用した分析・研究の推進 37,049千円(26,500千円)

教育分野のデータ駆動型分析・研究の推進

モデルケースとなり得る先進的な研究(公募型)を実施し、教育分野のデータ駆動型の分析・研究を戦略的に推進

- ・令和5年度開始の公募型研究に加え、利用データやテーマを追加し、データ駆動型教育の推進に資する研究を実施する。

教育データサイエンス推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

157百万円

86百万円)



文部科学省

現状・課題

教育再生実行会議第十二次提言（令和3年6月）等に示されたデータ駆動型の教育を実現し、さらなる教育の質向上を図るため、教育データを効果的に収集・分析し、その結果の活用を促進するための環境整備等が求められている。

それを踏まえ、国立教育政策研究所教育データサイエンスセンターにおいて、我が国の教育データ分析・研究、成果共有の拠点（ハブ）として、教育データや取組を共有するための基盤整備、教育データ分析・研究の推進等を実施する。

事業内容

1 公教育データ・プラットフォームの構築・運用

120百万円（R5予算:60百万円）

- 国の教育分野の調査データや研究成果等を集約する公教育データ・プラットフォーム（試行版）の運用保守及びデータ可視化に係る機能の拡充等

2 教育データを活用した分析・研究の推進

37百万円（R5予算:27百万円）

- モデルケースとなり得る先進的な研究（公募型）を実施し、教育分野のデータ駆動型の分析・研究を戦略的に推進等

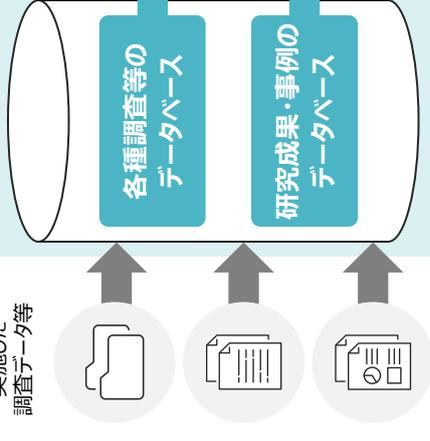
公教育データ・プラットフォーム（試行版）概要

国が実施した教育分野の自治体・学校等の状況に関する調査データや研究成果・取組事例を集約するプラットフォームを構築し、データによる現状把握やそれを踏まえた政策・実践の改善・充実、新たな知見の創出につながる研究の活性化を図る。

文科省・国研等の
各担当部署が
実施した
調査データ等



公教育データ・プラットフォーム



- データカタログ
- 文科省等が実施する各種調査の結果等を検索可能な形で一覧化
 - 研究者等に貸与可能な調査の手続等を掲載

- 研究成果・事例検索システム
- 国の研究成果や自治体の取組事例等について、政策や実践で効果的に活用できるよう検索可能な形で分かりやすく掲載

機能拡充 データ可視化

- データカタログに掲載されているデータを整理し、グラフやマップなどで可視化
- それにより詳細データの利活用を促進

研究の活性化を図る



政策・実践の改善・充実

アウトプット（活動目標）

構築・運用するプラットフォーム
(総数（予定）1件)

短期アウトカム（成果目標）

公教育データ・プラットフォーム
(試行版) の追加データ

長期アウトカム（成果目標）

プラットフォームアクセス件数
(運用状況を踏まえ設定)

担当：国立教育政策研究所教育データサイエンスセンター

3.

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の 受入れ・定着、教育の国際化の推進

(1) 社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業

(前年度予算額 141,400千円)

令和6年度要求額 519,478千円

1. 趣旨

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、国際理解教育の推進などを図っていく必要がある。

また、新たな「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）においては、日本人高校生の海外留学生数を2033年までに12万人にするという目標が掲げられており、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した高校生の海外留学生数を伸ばしていくよう、取組みの強化を図っていく必要がある。

このため、今後、国、都道府県、学校等社会総がかりで高校生の国際交流促進のための取組みを推進し、留学生の派遣、受入れの強化や、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進め、初等中等教育段階を通じたグローバル人材の育成を図る。

2. 事業内容

(1) 国費高校生留学促進事業

419,206千円(92,857千円)

高校生の国際交流は、異文化理解や友好親善を促進するものであり、特に留学については、外国語（英語）運用能力の強化、コミュニケーション能力の向上等、グローバル人材の育成に効果があることから、自治体や学校等が主催する原則10日以上1か月未満の海外派遣プログラムに、学校教育活動の一環として参加する生徒を対象に、都道府県を通じて支援する。

なお、派遣前の語学学習、オリエンテーション及び帰国後のフォローアップを十分に行うことを条件とし、学校単位での応募を原則とする。

支援金額（派遣）：10万円（6万円）

対象人数（派遣）：4,120人（1,500人）

(2) グローバル人材育成の基盤形成事業

100,272千円(48,543千円)

初等中等教育段階から、異文化体験や同年代の外国人との相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することにより、高校生に国際的な視野を持たせ、自らが主体的に行動できるようなグローバル人材の基盤を形成するため、以下の取組を支援する。

①異文化理解ステップアップ事業（経協係）

52,563千円(29,939千円)

日本語を学ぶ外国人高校生を、高校生の留学・国際交流を扱う民間団体を通じて、日本の高等学校に短期招致（約6週間）することにより、受入先の高校生の異文化体験や相互

コミュニケーション、学校教育における国際交流等の機会を確保する。

対象人数（受入）： 200 人（115 人）

②国際交流・留学環境整備事業（文科係） 47,709 千円(18,604 千円)

高校生留学を推進するための啓発活動やオンラインの国際交流などを都道府県が主体的に実施し、国際交流や留学への関心を喚起することで留学等への機運を醸成するとともに、都道府県内に留学支援員を配置し、啓発活動の実施に向けた関係機関の調整や、留学に関する各種相談に応じる。

支援箇所数： 17 自治体（10 自治体）

社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業

令和6年度要求・要望額 519百万円
(前年度予算額 141百万円)



文部科学省

背景・課題

○グローバル化の一層の進展が予想される中、グローバルに活躍する人材の育成が重要。

【**ねらい**】新たな教育振興基本計画

「**2033(令和15)年までに日本人高校生の海外留学生数 12万人**」

○日本人高校生の海外留学実績：4.7万人（平成29年度）0.3万人（令和3年度）

○留学したいと思う高校生：36.8%（平成29年度）34.7%（令和3年度）

○日本の高校生の外国への関心は日米中韓で最も低い（令和元年度）

新型コロナウイルス感染症の影響で、高校生の国際交流が大きな打撃を受ける中、高校生の留学機運向上のため、留学支援等の取組を強化していく必要がある。

事業内容

留学環境整備

【**国際交流・留学環境整備事業**】（令和2年度～）

- 高校生留学を推進するための啓発活動や研修等を各都道府県で開催し、留学機運の醸成を図る。
- 中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流活動を推進し、留学に興味をもつ機会の提供を図る。
- 支援件数：都道府県(17カ所を予定)
- 支援内容：各都道府県の事情に応じ、啓発活動や研修、留学支援員の配置、姉妹校提携の促進などを組み合わせることで、効果的に施策を推進。

48百万円(前年度:19百万円)

派遣事業

【**国費高校生留学促進事業**】（平成26年度～）

- 自治体、学校等による短期留学プログラムへの参加に係る留学経費を支援し、保護者負担を軽減。
- 事業規模：4,120人 ■ 支援金額：一人10万円 ■ 支援対象：短期(原則10日以上1か月未満)

419百万円(前年度:93百万円)

受入事業

【**異文化理解ステップアップ事業**】（平成26年度～）

- 日本語を学ぶ外国人高校生を、民間団体を通じて日本の高等学校に短期招致。
- 受入先高校での国際交流を通じ、高校生の国際的視野の涵養を図る。
- 事業規模：200人（6週間程度） ■ 支援件数：民間団体(2件を予定) ■ 支援経費：渡航費、選考や受入等に要する経費等。

53百万円(前年度:30百万円)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

留学の派遣、受入れの強化や卒業後の活躍に向けた環境整備、**教育の国際化の推進**等に必要な取組を速やかに行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

高校段階からの**留学促進を図る**。留学生獲得に向けた戦略的な取組を進める。**中高校生**についても、**中長期的に支援の拡充を図る**ことを目指す。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」
教育未来創造会議 第二次提言（令和5年4月27日）（抄）

- ・**高校段階から**大学院段階までを通じた**日本人学生の派遣を推進**
- ・「アジア架け橋プロジェクト」や**対日理解促進交流プログラムの充実強化、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進**



アウトプット（活動目標・指標）

- ・ 国の留学経費の支援を受けて留学した生徒の数

高校生の留学機運の醸成・留学促進

短期アウトカム（成果目標）

- ・ 将来留学したいと思う高校生の増加

長期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに
- ・ 日本人高校生の海外留学生数を12万人にする
 - ・ 高校段階での外国人留学生数を2万人にする



担当：総合教育政策局国際教育課

(2) アジア高校生架け橋プロジェクト+

(前年度予算額 176,034千円)

令和6年度要求額 456,417千円

1. 趣旨

平成29年の安倍元総理大臣スピーチを受けて、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘し、日本人高校生との国際交流を深める「アジア高校生架け橋プロジェクト」を平成30年度から令和4年度にかけて実施してきた。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、5年間で21か国、974名の高校生を招聘し、直接的な交流機会を通じた、日本人高校生のコミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進、外国人高校生の日本社会や文化への理解促進など、我が国のグローバル人材育成において大きく貢献し成果を上げている。

グローバル化が加速する社会経済において、留学生の派遣、受入れの強化や、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進めることは重要である。

このため、これまでの事業の成果を生かし、アジア諸国を中心に新たにG7など先進国も含め日本語を学ぶ優秀な高校生を、日本全国の高校に招聘し、日本人高校生との国際交流を深めるプロジェクトを実施するとともに、本プロジェクトにおいて招聘した留学生と日本人高校生が交流する「国際交流キャンプ」を開催し、国際的に活躍できる人材育成を推進する。

2. 事業内容

アジア諸国を中心に新たにG7など先進国も含め日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招聘する。日本各地でホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。より多くの日本人高校生が海外の高校生との国際交流を経験するとともに、海外の高校生が日本の教育、文化を経験する。

また、招聘した優秀な留学生と日本人高校生とが国際社会での現実に即した英語交渉などを通じて交流する「国際交流キャンプ」を開催し、より効果的に国際交流体験を推進する。

これにより、日本の高校生の留学意欲や国際的素養が向上するとともに、当該事業の国際交流を通して、日本とアジアを中心とした世界の高校ネットワークの構築や、互いの国に精通したリーダー、架け橋となるような人材の育成を目指す。

令和6年度は、250名を7か月招聘する。

アジア高校生架け橋プロジェクト+

令和6年度要求・要望額 456百万円
(前年度予算額 176百万円)



文部科学省

○平成29年の安倍晋三元総理大臣のスピーチを受けて平成30年度から令和4年度にかけて日本語を学ぶアジアの優秀な高校生を半年から10か月程度日本に招致する事業を実施。

○5年間で1,000人の目標に対し、974名の招聘を実現。

【成果】(1期～5期)

- ・留学生が帰国後、日本への印象が良くなったとの回答が91%
- ・帰国生が国費留学生など日本の大学等へ進学 9.2%
- ・日本人高校生の留学生の出身国に対する理解や関心の高まり 90.9%
- ・日本人高校生の語学習得に対する意識の変化 70.8%

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での地域交流・体験学習等が十分に行えなかった。
- ・学校内の取組から留学生との地域的な交流機会を促進し留学機運の更なる醸成が必要。

【方向性】

- アジア諸国を中心に、より効果的な国際交流の仕組みを構築しつつ、招聘事業を実施
- 留学生と日本人生徒が共同生活を行い、国際理解を深める機会を創出

事業内容

- アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生250人を7か月程度、日本全国の高校に招聘。
- 全国各地でホームステイや寮生活をしながら日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。
- 文化体験、地域交流、国内企業での体験学習や視察等を実施。
- 留学生と日本人生徒が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な国際交流を促進

- ★グローバル社会における我が国の未来を担う人材育成
- ★互いの国に精通したリーダー、架け橋となる人材の育成
- ★諸外国との国際交流、相互交流、友好親善を促進

- 実施団体：民間団体等
- 事業期間：5年間（令和5年度～令和9年度）
- 支援内容：招聘生の選考・研修に係る経費、渡航費、高校やホストファミリーでの受入に係る経費
国際交流キャンプの実施に伴う経費 等

アウトプット（活動目標・指標）

- ・事業により、日本に招聘した高校生数

短期アウトカム（成果目標）

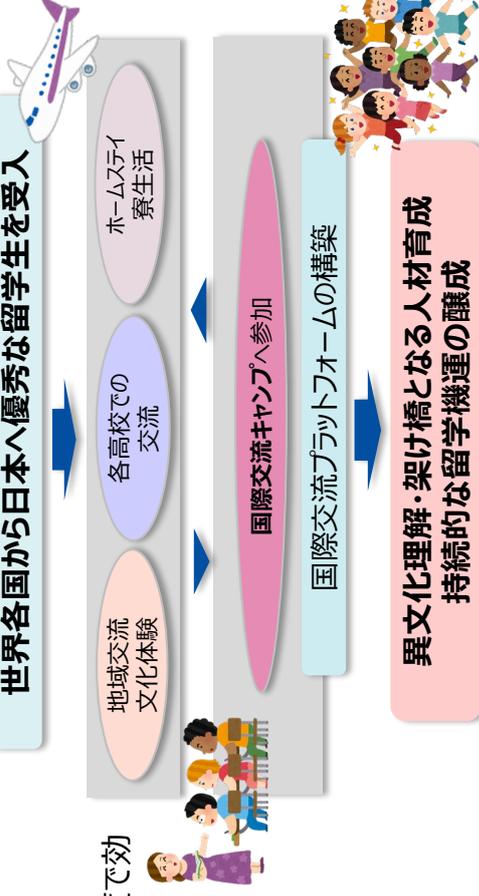
- ・学生・社会人として日本に再来日を希望する外国人高校生の増加
- ・将来留学したいと思う高校生の増加

長期アウトカム（成果目標）

- 2033年までに
- ・高校段階での外国人留学生数を2万人にする
- ・日本人高校生の海外留学生数を12万人にする

担当：総合教育政策局国際教育課

世界各国から日本へ優秀な留学生を受入



4 . 生涯を通じた障害者の学びの推進

(1) 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

(前年度予算額 141,412千円)

令和6年度要求額 151,824千円

1. 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学ぶことができる、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。「障害者の生涯学習の推進方策について(報告)」

(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議)でも、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、その実現に向けて、障害者本人の主体的な学びの重視や、学校教育と卒業後の学びの接続の円滑化、障害に関する社会全体の理解の向上等の推進が求められている。

これらを踏まえて、障害者の生涯学習を推進するため、(1) 調査研究により現状分析、課題の整理を行うとともに、(2) 多様な主体や手法による学びのプログラムに取り組む実践研究を通じて、先進的な学びの好事例やノウハウ、持続可能な実施体制の構築モデルを蓄積する。特に大学等の専門性を活かした生涯学習プログラムの拡充に努める。さらに、(3) これらの成果を全国に展開するためのコンファレンス等を行い、普及啓発を推進する。その際、学びの基盤となる情報保障に関する読書バリアフリー法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等の成立も踏まえ、全国読書バリアフリー推進フォーラムを実施し、全国規模の意識啓発を図る。

2. 事業内容

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備する。

(1) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 3,332千円(3,332千円)

障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因を発達段階や障害種に応じて把握する調査等を実施する。

(2) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 112,920千円(115,730千円)

①地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築(持続的な体制整備)

都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、持続的な連携体制を構築する(10箇所)。

②地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進(生涯学習プログラム開発・実施)

障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が、実績のある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設を活用した学習プログラムや重度重複障

害者向けの訪問型学習プログラム、ICT等を活用など障害当事者のニーズに応じた学習プログラムを開発・実施する。(30箇所)

③大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築(生涯学習プログラム開発・実施)

大学・専門学校等が、物的・人的資源や専門性を活用し、参集型や訪問型などニーズや障害種に対応した多様な学習プログラムや学生の参画による若年層への障害理解を推進する学習プログラムを開発・実施する。(9箇所)。

(3) 普及・啓発活動の強化

35,572 千円 (22,350 千円)

地域別・テーマ別のコンファレンスを実施し、事業成果の水平・垂直展開を図るとともに障害当事者等の参画も得て「障害理解啓発フォーラム」を実施する。また、読書バリアフリーを含む障害者の学びの場における情報保障に関する知識を深め、障害/障害者の学びに関する理解を拓ける機会を創出するため「全国読書バリアフリー推進フォーラム」を実施する。

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.52億円
1.41(億円)



文部科学省

現状・課題

- ・障害当事者にとって、生涯学習機会が少ない。どのような学習があるか知らない。
- ・自治体における障害者の生涯学習活動のため持続可能な体制が整っていない。
- ・障害/障害者の学びに関する理解を深めていくことが必要。
- ・「合理的配慮」の義務化(改正差別解消法)、「情報保障」の確保の法制化(情コミュ法・読書バリアフリー法)

事業内容

現状分析・課題整理

1. 生涯学習を通じた 共生社会の実現に関する調査研究 3百万円 (3百万円)

テーマ別の調査研究を実施し、障害者の生涯学習に関する現状分析、課題整理を行う。

例：地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査 (R4)、重度重複障害児者等の生涯学習に関する実態調査 (R3) など

実践研究

2. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 112百万円 (116百万円)

課題解決に資する実践研究を実施。都道府県レベルの持続的な体制整備、市区町村と民間団体等との連携及び大学等による多様なプログラムの開発・実証を支援し、好事例やノウハウを蓄積する。

持続的な体制整備

(1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築
・都道府県(指定都市)におけるコンソーシアム形成。都道府県(指定都市)が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が連携構築

単価: 620万円/件 件数: 10箇所 対象: 都道府県、指定都市

合理的配慮/情報保障による
学習プログラムの実証も実施

生涯学習プログラムの開発・実施

(2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進
・市区町村と民間団体等の連携による多様な学習プログラムの開発・実施
・重度重複障害者向けの訪問型学習プログラムも対象

単価: 130万円/件 件数: 30箇所 対象: 市区町村、民間団体等

(3) 大学・専門学校における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築
・大学等における専門性を活用した学習プログラムの研究・開発
・学生の参画による、若年層への障害理解を推進するプログラムの実施

単価: 150万円/件 件数: 9箇所 対象: 大学、専門学校

普及・啓発

3. 普及・啓発活動の強化 36百万円 (22百万円)

障害者の生涯学習活動を拡げるため、1.の調査結果や2.の実践研究の成果を発信/水平・垂直展開するコンファレンスを実施するとともに、アドバイザーの派遣を行う。

新規

(1) 全国読書バリアフリー推進フォーラム

読書バリアフリーの重要性・必要性について、広く一般の理解を得るため、さらには、地方自治体における計画策定促進や国の第2期基本計画策定に向けた課題の洗い出しのため、自治体職員や関係者庁、関係団体、一般人も参画し討論するフォーラムを開催。

拡充

(2) 地域別・テーマ別コンファレンス

障害者の学びの場の充実を目指し、障害者本人による学びの成果発表や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議を行う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国10ブロックで開催。来年度より、障害種別や実施主体別等のテーマ型コンファレンスを開催。

(3) アドバイザー派遣

全国における障害者の生涯学習の活動を支援するため、新たに取組を実施・検討しようとする団体等に対して、要請に応じて、障害者の生涯学習推進に関する様々な知見を有する人材をアドバイザーとして現地派遣等を行う。

「障害者の生涯学習活動に関する実態調査～地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査～」(令和4年度)

① 障害当事者の声(アンケート調査)

- ・生涯学習機会が「十分にある」・「ある程度ある」 38.2%*
- ・現在生涯学習に取り組んでいる 20.7%
- ・生涯学習に取り組んでいない理由：どのような学習があるのか、知らない 55.8%

*参考：平成30年度調査：「とてもある」34.3%

② 自治体への調査

- ・障害者の生涯学習に関するコーナー・インターネットがある。*
- ・都道府県 46.3%
- ・市区町村 16.1%

*参考：平成29年度調査
都道府県 2.9% 市区町村 4.2%

ゴール

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を実現する。

担当：男女共同参画共生社会学習・安全課

5.
**日本語教育・外国人児童生徒等への
教育等の充実**

外国人等に対する日本語教育の推進

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

20.77億円

13.95億円

文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和4年末で約308万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年度改訂）等や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」等、さらに令和5年5月に成立した日本語教育機関認定法による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度創設を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

※合計要求・要望額には上記のほか審議会経費40百万円を含む

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

① 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

631百万円 (600百万円)

- 地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和6年度には58自治体(全体の約9割)まで支援を拡充。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

② 日本語教室空白地域解消の推進強化

153百万円 (153百万円)

- 日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。

③ 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業(拡充)

300百万円 (240百万円)

- NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズ(特定のニーズ)」に対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文字学習中心の日本語教育等)

2 日本語教育の質の向上等

① 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

14百万円 (14百万円)

- 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度から計画的に生活・留学・就労分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等の開発・普及を実施。令和6年度は令和5年度に開発されたモデルの普及(活用促進)を促進。

② 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

250百万円 (250百万円)

- 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、
 - ・現職日本語教師研修プログラム普及
 - ・日本語教師養成・研修推進拠点整備
 - ・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデータ研修を実施。

③ 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充)

450百万円 (191百万円)

- 日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。
 - ・日本語教員試験の実施
 - ・日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築・運用
 - ・現職日本語教師への講習実施(経過措置)

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

条約難民等に対する日本語教育(拡充)

396百万円 (128百万円)

- 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
- 改正入管法により創設された補完的保護対象者に対する日本語教育の実施(条約難民と同様の支援)。

④ 日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(新規)

79百万円 (-百万円)

- 日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、実践研修・養成機関の登録等の円滑な手続に必要な経費を計上。

⑤ 日本語教育に関する調査及び調査研究

28百万円 (28百万円)

- 日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施(実態調査、総合的な調査研究)。

担当：総合教育政策局(令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管)

(1) 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育 推進事業

(前年度予算額 600,144千円)

令和6年度要求額 630,711千円

1. 趣旨

この事業は、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」日本語学習機会の確保を図ることを目的としている。

2. 事業の内容

(1) 企画評価会議の実施 **6,515千円 (6,515千円)**

当該プログラムの選考を行うとともに、当該実施団体に対する指導助言を行う。

(2) 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進への補助 **590,969千円 (560,402千円)**

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策及び日本語教育推進法・国の基本方針を踏まえ、総合的な体制づくりと地域における日本語教育の実施による日本語教育の推進の全国展開に向けて着実に実施するために補助事業の実施個所数を増加させる。

①広域での総合的な体制づくり

都道府県・政令指定都市が、関係機関と連携して行う地域日本語教育の環境強化するための体制づくりを推進する。

・体制づくりのための取組への補助

都道府県・政令指定都市が、域内に日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組（域内の計画策定や関係機関との連絡調整、各地域への指導助言等を行い域内の司令塔機能を担う総括コーディネーター及び地域内の日本語教室への指導・助言を行う地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議（総合調整会議）の設置等）に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。

②地域の日本語教育水準の維持向上

都道府県・政令指定都市が、整備した体制のもとに、日本語教育人材を活用しつつ、関係機関と連携して地域日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）を推進する。

・域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育の実施

・外国人が「自立した言語使用者」として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるようにする必要があることから、以下のような「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を行う都道府県・政令指定都市を支援する。

- i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

このような取組を行う団体に対しては、事業の補助率を最大 2/3 とする。

③地域における日本語教育の実施への補助（間接補助）

日本語教育の以下の取組に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。

- ・市町村が、都道府県を始めとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等

【日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針】（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）

第 2 章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

- （1）国内における日本語教育の企画の拡充
オ 地域における日本語教育

【具体的施策例】

・都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議や統括コーディネーターの設置、日本語教室の実施、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに、ノウハウの提供、地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み、全国において地域日本語教育を推進する。

【我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画】（令和 3 年 5 月 31 日持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議）

- ・SDG 4 に資する各政策分野における ESD の推進

政府は、（略）生活者としての外国人に対する日本語教育の推進（後略）教育機関の内外を問わず、SDG 4 の実現に資する様々な政策分野において ESD の取組を推進する。

【SDG s アクションプラン 2023】（2023 年 3 月 SDG s 推進本部）

施策名：外国人に対する日本語教育の推進

日本語教育の推進は、国内に居住する外国人が日常生活および社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資することから、地域における日本語教育の推進のため、日本語教育の全国展開・学習機会の確保及び質の向上等のための施策を講じる。

【外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）】

（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

第4 重点事項に関する中長期的に取り組む施策

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項1）

（3）具体的な取り組み

ア 外国人が生活のために必要な日本語等を取得できる環境の整備

都道府県・指定都市が、域内に日本語教育を行き渡らせるための体制づくりのための取組（域内の日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施計画策定や日本語教育機関や企業等の関係機関との連絡調整、各地域の日本語教室への指導・助言等を行い域内の日本語教育に関する司令塔機能を担う総括コーディネーターの配置、日本語教育施策の協議、総合調整を行う有識者会議（総合調整会議）の設置等に対し、その推進を図る観点から、国として補助を行う。

【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）】

（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項1）

（2）具体的施策

ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

（略）また、都道府県等が、日本語教育機関、企業、民間支援団体等の関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援する。

【経済財政運営と改革の基本方針2023】（令和5年6月16日閣議決定）

第2章新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（共生、共助社会づくり）

また、外国人との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（略）地域の日本語教育の体制づくり、（後略）等に取り組む。

【成長戦略等のフォローアップ】（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅱ. 「GX・DX等への投資」関連のフォローアップ

3. 「科学技術・イノベーション」関連

（外国人向け教育の充実）

・（略）引き続き、地域の日本語教育の体制づくりへの支援を行う。

(3) 地域日本語教育の推進の全国展開に向けた連携強化 33,227 千円 (33,227 千円)

・日本語教育推進法・国の基本方針及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを踏まえ、上記の取組の優良事例の普及、各地が抱える日本語教育の様々な課題とその取組状況についての情報を共有・流通し、課題解決のために連携強化及びネットワーク化を図るための場として、全都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者による日本語教育推進のための連絡会議を全国3地域に分けて開催するとともに、補助事業の全実施団体が配置した総括コーディネーターの協議会を開催する。

併せて、都道府県・市町村において日本語教育を推進する担当職員を対象として、日本語教育推進法で明記された責務遂行のための日本語教育に関する企画立案能力等の向上を図る都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を開催する。

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業



令和6年度要求・要望額 6.3億円
(前年度予算額 6.0億円) 文部科学省

背景・課題

- ① 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
 - ② 都道府県・政令指定都市対象の調査によるコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でないなどの課題がある。
 - ③ 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活Can do」が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。
- ※ 令和5年6月には、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布。

事業内容

1. 企画評価会議の実施 7百万円（前年度 7百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 591百万円（前年度 560百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 要件件数：58件（前年度 55件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり

- ① 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ② 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③ 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

（2）地域の日本語教育水準の維持向上

- ① 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- ② 「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行
 - i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 33百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット（活動目標）

- ・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

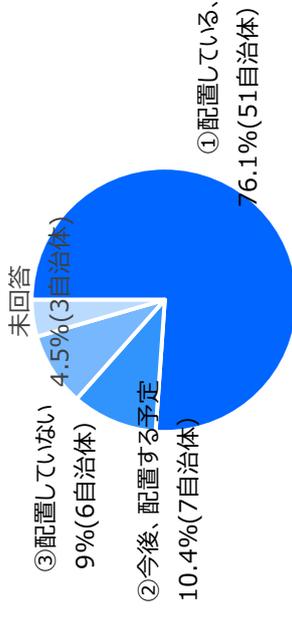
- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

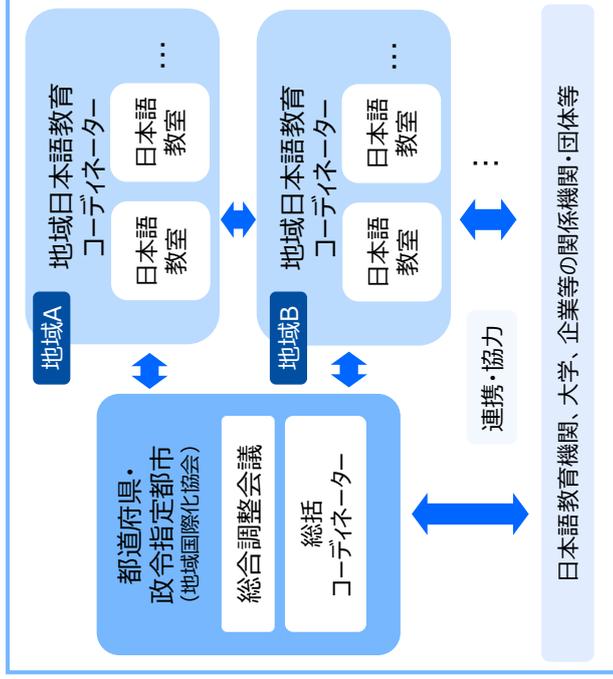
担当：総合教育政策局（令和6年度より文化庁国語課から総合教育政策局へ移管）

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年3月）

地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



長期アウトカム（成果目標）

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

(2) 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

（前年度予算額	191,185千円）
令和6年度要求額	449,899千円

1. 趣旨

在留外国人等が増加し、日本語教育に対するニーズの多様化が進んでいることに伴い、日本語教育の専門的な知識及び技能を有する指導者の不足等が課題となっている。こうした現状をふまえ、一定の基準を満たす日本語教育機関の認定制度や、認定を受けた日本語教育機関で日本語教育を行う教員の資格制度等を定める「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和5年6月に公布され、令和6年4月より施行される。

これを受け、法律に規定され認定日本語教育機関についての多言語での情報発信、「日本語教員試験」（国家試験）の実施、経過措置期間の経験者講習の実施など、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

2. 事業の内容

(1) 日本語教員試験の実施に向けた試行試験実施業務 51,084千円(167,189千円)

日本語教員試験の実施に向けて、試験問題及び試験運営の検証を行う施行試験を実施する。

(2) 日本語教員試験実施業務 188,024千円(新規)

日本語教育機関認定法に基づく日本語教員試験を実施する。

(3) 日本語教育機関認定法ポータルサイトの構築及び運用・保守業務

120,263千円(22,169千円)

日本語教育機関認定法に定められている文部科学大臣による認定日本語教育機関の多言語での情報発信や、認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の認定・登録の新規申請や変更申請等の機能を掲載する。

また、登録日本語教員の資格登録に係る申請手続機能とともに、国家資格取得後に様々な場面で資格を持った日本語教員が活躍できるよう、希望に応じて研修履歴等を蓄積し、情報発信を行う。

(4) 登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務 63,151千円(新規)

登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習を実施する。本講習の修了をもって、国家

試験である日本語教員試験の一部または全部が免除される。経過措置期間は5年、対象者は現職日本語教員や大学教員など約1万人程度を想定。講習は、LMS等を活用したオンデマンド型の授業と単元確認テスト、講習修了認定試験等で構成する。

(5) 審査委員会の開催等

27,377千円(1,827千円)

入札における事業者選定のための審査委員会の開催のほか、試験問題作成のために有識者で構成する試験委員会等を開催する。

(3) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

(前年度予算額 128,348千円)

令和6年度要求額 396,147千円

1. 趣旨

難民の保護は、国際社会の一員として我が国が果たすべき責務の一つである。平成14年8月7日の閣議了解に基づき、政府は、我が国に定住を希望する難民に対して定住支援事業を実施しており、文化庁は日本語教育を実施している。

条約難民に対しては、平成15年7月29日の難民対策連絡調整会議（議長：内閣官房副長官（事務））の決定を受け、平成18年度から首都圏に設置された通所式による定住支援施設（以下「定住支援施設」という。）において、日本語教育を実施するとともに、定住支援施設外での条約難民の自主的な日本語学習を支援する取組を実施し、難民の自立促進を図っており、引き続き必要な措置を講じる。

第三国定住難民に対しては、平成22年度から5年間のパイロットケースとしての受入れが終了し、新たに平成26年1月24日の閣議了解により、平成27年度以降も政府として受入れを継続し、タイに代わりマレーシアからの受入れ及びタイからの家族呼寄せについて方針が定められた。これを受け、同日、難民対策連絡調整会議で定住支援策の具体的措置が決定された。更に平成29年6月30日の改正で、定住先については、難民対策連絡調整会議において決定することとなった。令和元年6月28日の閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定の一部改正では、令和2年度以降の受入れ（定住支援の開始は令和3年度）から、受け入れ対象国をマレーシアからアジア地域（21か国）に拡大するとともに、年1回30人の受入れ人数を年1～2回、計60人受け入れることとなった。新型コロナウイルスのウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、令和2年度、3年度は受け入れることができず、令和4年度は一部入国制限の緩和により受入れ人数を38人とし、令和5年度から、現方針に沿った年60人を受入れている。

この第三国定住難民への定住支援策として、定住支援施設において日本語教育を実施するとともに、定住支援施設退所後の日本語能力調査及び定住先における日本語学習支援など、引き続き必要な措置を講じる。

さらに、令和5年6月の改正入管法により、条約難民ではない者であって、難民要件の5つの理由（人種・宗教・国籍・特定の社会的集団の構成員・政治的意見）以外の理由（紛争等）で迫害を受けるおそれがある者、例えばウクライナ避難民等の紛争から逃れてきた方々等を受け入れるため「補完的保護対象者」が新たに創設され、令和5年12月に施行から順次認定され、条約難民と同等の支援を行うこととされた。条約難民と異なり、数千人の規模が対象となることが想定され、全国各地に所在していることから、オンライン等を活用した日本語教育支援を行うこととしている。

2. 事業の内容

(1) 条約難民に対する日本語教育（通年） 16,885 千円（16,885 千円）

① 定住支援施設における日本語教育

定住支援施設において、条約難民を対象とした日本語指導を行う。条約難民の想定人数は 29 人、クラス編成は 1 クラス 10 名とし、半年単位の昼間 2 クラス、1 年単位の夜間 1 クラスとする。

② 日本語教育の教科書配布等

必要となる日本語教育の教科書配布等を行うとともに、条約難民に対するボランティア団体等への支援を行う。

③ 条約難民に対する日本語教育相談

定住支援施設を退所した難民からの日本語教育相談を行い、難民の定住化の促進を図る。

(2) 第三国定住難民に対する日本語教育（半年毎） 47,356 千円（47,356 千円）

① 定住支援施設における日本語教育

定住支援施設において、第三国定住難民を対象とした日本語指導を行う。第三国定住難民の想定人数は 60 人、クラス編成は 1 クラス 10 名とし、半年単位の昼間 3 クラス（年 6 クラス）とする。

② 日本語教育の教科書配布等

第三国定住難民に対し、必要となる日本語教育の教科書配布等を行うとともに、日本語教育活動を行うボランティア団体等への支援を行う。

③ 第三国定住難民に対する日本語教育相談

定住支援施設を退所した第三国定住難民からの日本語教育相談を行い、定住化の促進を図る。また、第三国定住難民に対する定住支援施設における日本語教育の効果についての調査・検証を行う。

④ 定住後の第三国定住難民に対する日本語教育

定住支援施設を退所した第三国定住難民に対する日本語指導を定住先の自治体と連携を図りながら実施し、自治体等が中心となった持続可能な日本語教育体制の構築を図る。

(3) 補完的保護対象者に対する日本語教育（通年） 331,907 千円（52,469 千円）

① 定住支援施設における日本語教育

定住支援施設において、補完的保護対象者を対象とした日本語指導を行う。補完的保護対象者の想定人数は 922 人（出入国在留管理庁より）。クラス編成は 1 クラス 10 名とし、半年単位の昼間クラス、1 年単位の夜間クラスとする。定住支援施設で対面による指導を行うほか、全国各地に所在していることから、オンライン等を活用した日本語教育も行う。

{	○令和6年2 - 3月（2カ月間）昼間	419名	令和5年度
	○令和6年4 - 7月（4カ月間）昼間	419名	令和6年度
	令和6年10 - 令和7年3月（6カ月間）昼間	419名	令和6年度
	令和6年4 - 令和7年3月（1年間）夜間	84名	令和6年度

②日本語教育の教科書配布等

必要となる日本語教育の教科書配布等を行うとともに、補完的保護対象者に対する日本語教育活動を行うボランティア団体等への支援を行う。

③補完的保護対象者に対する日本語教育相談

定住支援施設での日本語教育修了後の日本語教育相談を行い、定住化の促進を図る。

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和6年度要求額
(前年度予算額)

4.0億円

1.3億円



文部科学省

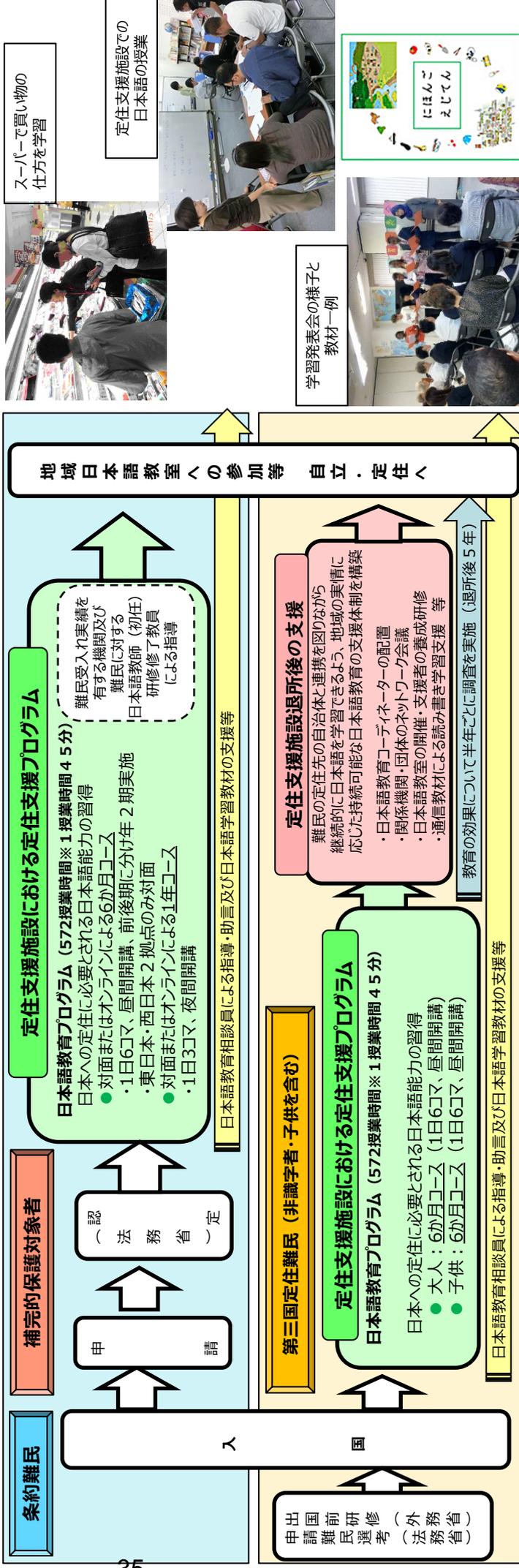
現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施（アジア地域から**年2回60名の受け入れ**）（「第三国定住による難民の受け入れの実施について（令和元年閣議了解）」等

補完的保護対象者（※3）については、令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争等による避難民）を保護するため創設された。条約難民と同等の支援を行う。

事業内容



(4) 外国人児童生徒等への教育の充実

(前年度予算額	1, 195, 846千円)
令和6年度要求額	1, 237, 875千円

1. 趣旨

我が国には外国人が令和4年6月末時点で296万人在留している（令和3年12月末に比べ約20万人増加）。深刻な人手不足を踏まえ、出入国管理及び難民認定法が改正され、平成31年4月から、新たな在留資格「特定技能」が創設され、また、在留期間の上限がなく、家族滞在も可能な「特定技能2号」の対象となる分野が拡大される予定（「特定技能2号の対象分野の追加について」（令和5年6月9日閣議決定））であるなど、今後、更なる在留外国人の増加が見込まれており、さらに、就労する外国人は令和4年10月末時点で182万人となり過去最高を更新している。

こうした背景に伴い、公立学校に在籍する外国人児童生徒は令和4年5月1日現在11万8,790人であり、前年度と比べると、3,937人増加している。また、公立の小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数も、令和3年5月1日現在で5万8,307人と、この約10年で1.8倍と大幅に増加している。さらに、母語や文化的背景などの多様化も進み、集住地域・散在地域でのそれぞれの課題も表面化しているが、特に、これまで外国人児童生徒等教育への取組の実績や知見が十分でない散在地域における学校での指導体制の構築等を進める必要がある。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）を策定し、「関係省庁の連携により、政府の新たな重要課題である外国人材の受入れ・共生の基盤となる日本語教育機関認定法の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の大幅な強化・拡充や地域の日本語教育の体制づくり、外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む」を明記したことから、最重要課題として、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を拡充し、推進する必要がある。

特に、日本語教育に推進に関しては、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）（以下「日本語教育機関認定法」という。）が可決され、本法案の着実な施行に向けた法務省と文部科学省の一体的な制度の運用に必要な体制の強化、登録日本語教員の学校等での活用や日本語指導の支援体制の整備について言及されていることから、日本語教育機関認定法の施行を踏まえた児童生徒への日本語指導の実態について調査研究を進めていく必要がある。

また、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していくために策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和5年6月9日一部変更）」及び「外国人材の受

入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂：令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」には、補助事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」「外国人の子供の就学促進事業」の活用を地方公共団体に促し、学校での日本語指導体制の構築、外国人児童生徒等教育アドバイザーの活用、高等学校におけるキャリア教育や進路指導の取組の充実、放課後や学校内外での居場所づくり（学習支援等を含む。）、プレスクールの実施、地域における就学状況・就学ガイダンスの実施等の取組を進めること等が明記されている。

文部科学省としては、これらを踏まえ、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、就学を促進するとともに、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、全国的な教育機会の確保・教育水準の確保を図るため、以下の取組を行う。

2. 事業の内容

(1) 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 **709 千円 (709 千円)**

帰国・外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等を対象に、必要な施策やその実施に当たっての諸課題、地域における取組等について研究協議、実践交流、情報交換等を行う。

(2) 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

【補助率 1/3】 1,170,555 千円 (1,138,823 千円)

I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

1,070,542 千円 (1,038,810 千円)

帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、多言語翻訳システムや遠隔指導等 ICT の活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育をはじめとした支援の充実など、自治体の外国人児童生徒等の教育の充実に係る取組に対して支援する。

＜補助対象：都道府県・市区町村（指定都市・中核市以外は間接補助）＞

II 外国人の子供の就学促進事業 **100,013 千円 (100,013 千円)**

生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情により、就学に課題を抱える外国人の子供の就学を促進するため、自治体が行う就学状況の把握、就学ガイダンスや学校外での就学につなげるための日本語指導等に係る自治体の取組に対して支援する。＜補助対象：都道府県・市区町村＞

(3) 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

20,742 千円 (20,742 千円)

自治体等への指導・助言等を行うアドバイザーボードの設置運営や、外国人児童生徒等向けの学習教材・文書作成などに利用されるポータルサイト「かすたねっと」

の整備、就学状況や学校での日本語指導に係る実態把握のための継続的な調査実施など、外国人児童生徒等教育に関する支援基盤を構築する。

(4) 児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究 35,572 千円 (35,572 千円)

「*外国人児童生徒のための*JSL 対話型アセスメント～*DLA～」を踏まえた能力記述文 (Can-Do) を作成し、検証を行うとともに、学校が日本語指導の目標や指導内容決定する際に、能力記述文を用いた児童生徒の日本語能力の評価結果を活用できるように、学校における活用方法を具体的に示した資料を作成する。

また、散在地域において、日本語指導の対象となる児童生徒の把握が適切に行われるために、教育委員会と関係機関が連携したネットワークを構築し、学校において日本語能力を含めた児童生徒等の実態把握ができる体制整備に関する研究を実施する。

*外国人児童生徒のための*JSL 対話型アセスメント～*DLA～：

学校において児童生徒の日本語の能力を把握するための評価ツール

*JSL : Japanese as a Second Language (第 2 言語としての日本語)

*DLA : Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language

(5) 児童生徒への日本語指導の支援体制に関する調査研究 10,297 千円 (新規)

小中学校等における日本語指導の支援の実態を調査し、登録日本語教員の活用を含めた支援方策の具体的な検討を行う。また、学校管理職や教員、指導主事を対象とした日本語指導の支援等に関する研修を実施する。

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

入国・就学前

- ・ 約8千人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・ うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・ 年間で6.7%が中退
- ・ 大学等進学率は51.8%

進学・就職



現状・課題

① 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業 (H27年度～) 100百万円 (100百万円)
 <支援メニュー> 補助率3分の1
 ・ 就学状況等の把握、就学ガイダンス
 ・ 日本語指導、学習指導 等
 ⇒ (本事業により達成される成果)
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

② 指導体制の確保・充実

③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (H25年度～) 1,071百万円 (1,039百万円)

- <支援メニュー> 補助率3分の1
 ・ 拠点校方式による指導体制構築 ・ 日本語指導者、母語支援員派遣 ・ オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 ・ 高校生に対する包括的な支援 等
 ⇒ (本事業により達成される成果)
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

体制整備

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 (H30年度～) 21百万円 (21百万円)
 ・ 「かすたね」とによる多言語文書や日本語指導教材等の提供 ・ アドバイザーによる指導・助言 ・ 外国人の子供の就学状況等調査 (R元年度～) 等
 ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 (H25年度～) 0.7百万円 (0.7百万円)



登録日本語教員の活用

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究 (R5年度～) 36百万円(36百万円)

- ・ 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文 (Can-Do) を作成する
- ・ 散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
 ⇒ (本事業により達成される成果) 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することで適切な指導が実施される
 散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

児童生徒への日本語指導の支援体制に関する調査研究 (新規) 10百万円

- ・ 小・中・高等学校における日本語指導の教育支援の実態を調査し、登録日本語教員の活用を含めた支援方策の具体的な検討を行うとともに、支援体制等に関する研修を行う
 ⇒ (本事業により達成される成果)
 登録日本語教員の活用の検討等を行うことにより、制度開始後、速やかに日本語指導の支援体制を構築することができる

指導内容構築

(担当：総合教育政策局国際教育課)

6.
**海外で学ぶ日本人児童生徒の
教育機会の充実**

(1) 在外教育施設の機能強化（教師派遣、プログラム支援等）

（前年度予算額 17,927,043千円）

令和6年度要求額 18,242,649千円

1. 要旨

海外に在留する日本人の子供に日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校や補習授業校等の在外教育施設が設置されている。

急速な社会のグローバル化の進展に伴い、企業等の海外進出により帯同する子供の教育環境の整備・充実も不可欠である。また、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成の推進が求められている。

令和4年6月に「在外教育施設における教育の振興に関する法律」（令和4年法律第73号）が公布・施行され、在外教育施設における教育の振興についての法的位置付けが明確となった。この法律においては、基本理念として、①在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること、②在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること、そして、③在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすることが定められている。これらの理念、更には、令和5年4月に策定された「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」や「在外教育施設未来戦略2030」（令和3年6月）等を踏まえ、国内と同等の学びの環境整備や在外教育施設ならではの教育の特色化支援など、在外教育施設がグローバル人材の育成や国際相互理解の増進に寄与するための取組の推進を図る。

2. 事業の内容

・在外教育施設の教育環境の改善

国内と同等の学びの環境を整備するため、派遣教師の計画的な配置を実現し、少人数によるきめ細かな指導体制の整備、免許外指導の縮小、特別支援教育や日本語指導の充実を図る。

在外教育施設派遣教師 1,361人 → 1,387人

・在外教育施設ならではの教育の特色化・多様化支援

「選ばれる在外教育施設づくり」に向けた優れた教育プログラムの開発支援等を行うとともに、在外教育施設の教育や運営に対して助言を行う在外教育アドバイザーの設置等、在外ならではの特色化・多様化を推進するための支援の充実を図る。

在外教育施設の戦略的な機能の強化

【在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）に基づく総合的な施策の推進】

令和6年度要求・要望額 18,243百万円
(前年度予算額 17,927百万円)



文部科学省

理念

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること
- 2 在外教育施設における教育環境と学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること

基本方針 ①在留邦人の子の学びの保障 ②国内同等の学びの環境整備 ③在外教育施設ならではの教育の充実

1. 国内同等の学びを確保するための教育環境の改善

(1) 派遣教師数の改善 **17,982百万円 (286百万円増)**

◆ **在外教育施設教員派遣事業等 (S53)**

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費を交付

↳ 派遣教師数 **少人数**によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、**免許外指導の縮小**、**特別支援教育の充実**、**日本語指導の充実**、多様な課題に対応するための**適正な教員配置の促進**

◆ 派遣教師の選考・研修 (H1～)、校長研究協議会の実施 (H8～) 等

派遣教師の増員 (26人増)

基本方針による法律を踏まえた対応

・在外教育施設の教職員の確保 (法第8条)

・在外教育施設の教職員に対する研修の充実等 (法第9条)

(2) 教育環境の改善 **137百万円 (4百万円増)**

教材整備費 (S42～) / 通信教育事業費補助 (S47～) 等

(3) 安全管理体制の整備、教育支援 **123百万円 (26百万円増)**

スクールカウンセラー派遣 (R1～) / 派遣教師の安全対策 (H22～) 等

高等部への対応

2. 在外教育施設ならではの教育の特色化・多様化支援 【上記1. (3)の内数】

国内と同等の教育環境整備とともに、在外ならではの特色化・多様化を推進するための支援の充実

◆ **在外教育施設重点支援プラン (R4～) 83百万円 (13百万円増)**

・教育の高度化、健全な運営のための教育基盤に関する調査研究、**在外教育施設を拠点とする国際交流の促進に係るプログラムを拡充**

◆ 在外教育アドバイザーの設置 (R4～) **12百万円**

・学校運営、教育活動の改善への支援

◆ **在外教育施設幼稚部等調査 (R2～) 15百万円 (12百万円増)**

・就学前教育に係る実態調査の充実

プログラムの拡充

調査の本格実施

・在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化(法第10条)

・在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保(法第11条)

・在外教育施設の安全対策等(法第12条)

・在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等(法第13条)

・調査研究の推進等(法第14条)

(担当：総合教育政策局国際教育課)

7.

**地域と学校等の連携・協働による地域の
教育力の向上や体験活動の充実、
学校安全体制の整備の推進**

(1) 学校を核とした地域力強化プラン

(前年度予算額	7,650,258千円)
令和6年度要求額	8,881,387千円

1. 趣旨

少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、学校規模の小規模化や学校統廃合の進行等を背景に、子供たちを取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革、いじめ・不登校、児童虐待の増加等、学校や家庭における子供を取り巻く課題も複雑化・困難化している。

学校・家庭・地域が個別にこうした課題を解決していくことはもはや困難な状況であり、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して課題解決に取り組み、地域全体で子供たちの成長を支えることが必要不可欠なものとなっている。

そのため、本事業では、地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現を目指し、学校を核とした地域の活性化に繋げる。

2. 事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 8,216,472千円(7,066,480千円)

各地方自治体における、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入及び充実に向けた取組と、地域住民等の参画による学校における働き方改革に資する取組や多様な学習支援・体験活動等をはじめとした地域学校協働活動とを一体的に支援する。

これにより、地域と学校の連携・協働を進め、自立的・継続的に課題解決が図られる地域づくりを実現する。

(2) 地域における家庭教育支援基盤構築事業 80,934千円(74,500千円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを通じて、地域における家庭教育支援の取組を後押しする。

学校を核とした地域力強化プラン

令和6年度要求・要望額 8,881百万円
(前年度予算額) 7,650百万円



文部科学省

背景 課題

- ▶ 少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校、児童虐待の増大等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれでの対応では限界が生じている。
- ▶ **学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える社会を実現する必要がある。**
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、**複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。**

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせ実施する自治体の取組を総合的に支援する補助事業

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）

補助率： 国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
(都道府県等が直接実施する場合は、都道府県等 2/3)

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1

地域と学校の連携・協働体制構築事業

8,216百万円 (7,066百万円)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2

地域における家庭教育支援基盤構築事業

81百万円 (75百万円)

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

338百万円 (338百万円)

スクールガード・リーダー（防犯の知識を有する者）やスクールガード（学校安全ボランティア）の活用等により、地域と連携した学校安全の取組を推進し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備。

4

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

19百万円 (9百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5

健全育成のための体験活動推進事業

120百万円 (99百万円)

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など宿泊を伴う様々な体験活動を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促進。

6

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

15百万円 (8百万円)

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育を推進し、地元で就職し地域を担う人材を育成。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

地域と学校の連携・協働体制構築事業 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～



令和6年度要求・要望額 8,216百万円
(前年度予算額 7,066百万円)

現状・課題

- ▶ 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学**校や**子供たちの成長を支えることが重要**
- ▶ コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校 (R4時点:15,221校、42.9%)
- ▶ **コミュニティ・スクールと社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**

経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定)

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進 (質の高い公教育の再生等)

教師が安心して本務に集中し、志高く誇りを持つことにも向き合うことができるよう、**コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとられない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等を推進する**。… (略)

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。(略) 地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考えの下、**地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、… (略)**

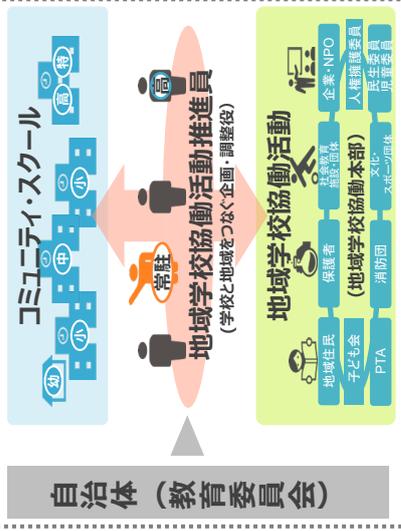
事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等

令和6年度概算要求のポイント

- ▶ **地域学校協働活動推進員等の配置促進・機能強化**
 - 高校等への配置拡充 (1,000人増)、学校における働き方改革や放課後児童対策など地域課題に応じた追加配置の拡充 (1,000人増) により、常駐的な活動を支援
 - 相応しい知識や経験・能力を有した人材の確保 (謝金単価の引上げ)
- ▶ **都道府県等教育委員会の伴走支援体制の強化**
 - CSアドバイザーの配置促進
 - 研修の充実



ロジックモデル

アウトプット (活動目標)

すべての自治体で**地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施**

【参考】予算補助を受ける自治体数 R3:1,345自治体 R4:1,356自治体 R5見込み:1,388自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】予算補助を受ける地域学校協働活動推進員等の人数 R3:27,891人 R4:28,075人 R5見込み:30,000人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体 (都道府県・政令市) の増加

短期アウトカム (成果目標)

本事業を通じて、**子供を取り巻く課題 (*) を改善・解決した自治体の増加**

- ※子供を取り巻く課題の類型例
- ・学校運営上の課題 (社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革、いじめ、不登校など)
 - ・学校と地域の課題 (地域の安全・防災など)
 - ・学校と家庭の課題 (放課後児童対策、子供の貧困、児童虐待など)

中期アウトカム (成果目標)

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して協働して取り組む地域域の増加

事業改善・充実のための取組 (R5～)

- ▶ 各自治体は、課題に応じた目標を設定し、事業年度ごとに取組の成果分析を実施
- ▶ 国は、各自治体の評価をとりまとめ、事業年度ごとに事業全体の成果分析を実施併せて、**全国の好事例等を共有し、各自治体の事業改善に繋げる**

長期アウトカム (成果目標)

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域域の増加

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和6年度要求・要望額 81百万円
 (前年度予算額) 75百万円



地域における家庭教育支援基盤構築事業

背景・課題

- 子ども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約24万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約21万件)のリスク増

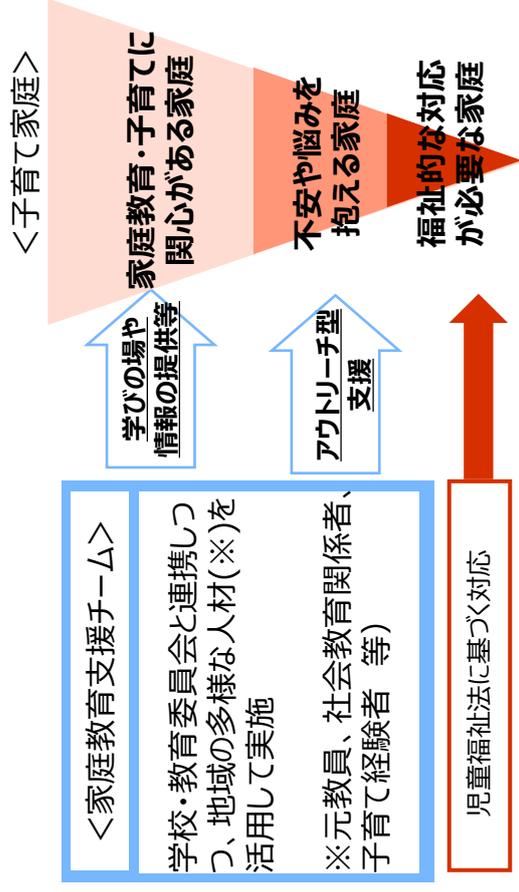
- ① 身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

- ① **地域の実情に応じた家庭教育支援の促進 (継続)** [68百万]
 地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。
 → R6目標：**1,000チーム**
 - ② **個別の支援が必要な家庭への対応強化 (継続)**
 - ① に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、
 - 相談対応や情報提供を実施。[11百万]
 - 地域人材の資質向上のための研修の実施。[2百万]
 → R6目標：**100チーム**
- 事業開始：平成27年度～

骨太の方針2023 (令和5年6月16日閣議決定)

4. 包摂社会の実現 (孤独・孤立対策)
 日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方への活用、ひきこもり支援、新大綱に基づく自殺総合対策など重点計画の施策を着実に推進する。



アウトプット (活動目標)

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム (成果目標)

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R3:29.9%)

インパクト (国民・社会への影響)

- ・ 家庭・学校・地域との連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(2) 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

(前年度予算額	78,731千円)
令和6年度要求額	104,465千円

1. 要旨

体験活動等の推進は、社会教育法等の法律に規定されているとおり、青少年の健全育成及び人格形成のために必要不可欠なものであり、新たな「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）においては、新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、様々な体験活動の充実に取り組むことが示されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）においては、非認知能力の育成に向け、豊かな感性や創造性を育む様々な体験活動を推進することが明記されており、次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要である。

一方で、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、さらにコロナ禍で、子供たちのリアルな体験不足に拍車がかかっている。また、体験活動に関心を示さない子供の割合も多く、体験活動の普及啓発に取り組むことも重要である。

そこで、文部科学省においては、令和4年度を「体験活動推進元年」と位置づけ、同年8月から「子供の体験活動に関する実務者会議」を開催した。本会議では、地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築について議論を行い、同年12月に青少年の体験活動推進方策等についての論点まとめを公表し、地域や企業と連携し全ての子供に学校内外でのリアルな体験活動を推進することとしている。

以上を踏まえ、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、長期自然体験活動の構築、地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての表彰事業を行うことで、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援を一層促進する。

2. 内容

(1) 全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 10,991千円(3,167千円)

家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。

(2) 青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 10,044千円(4,818千円)

青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。

- (3) 教育的効果の高い長期自然体験活動の構築・普及事業 38,487 千円 (48,744 千円)**
教育的効果の高い長期（4泊5日程度）の自然体験活動を実証を踏まえて構築し、その長期自然体験活動を他の機関へ普及を行う。
- (4) 企業等と連携した体験活動推進体制構築事業 34,396 千円 (13,018 千円)**
子供たちのリアルな体験の機会充実のため、体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図る。
《事業内容》
【ポータルサイトの機能強化】
・多様な主体をマッチングするポータルサイトの機能強化
・体験活動に積極的な企業、教育機関の見える化
【各地域における推進体制の構築】
・地域や企業、教育機関等、多様な主体の連携による体験活動の推進体制の構築
・取組を持続的に推進していく仕組みの構築
- (5) 青少年の体験活動推進企業表彰 5,020 千円 (4,186 千円)**
社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国的に広く紹介する。
- (6) 事業企画評価委員会の開催 5,527 千円 (4,798 千円)**

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和6年度要求・要望額 104百万円
(前年度予算額 79百万円)



文部科学省

現状・課題

● 次代の社会を担うものとして新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要である。

● 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちのリアルな体験不足に拍車がかかっている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く、体験活動の普及・啓発に取り組むことが重要である。

● また、青少年の体験活動の機会の充実のため、誰でも体験活動の情報が安易に入手できるように、体験活動の「利用者」と「提供者」を結びつける仕組みの構築が必要である。

● さらに、「提供者」である企業や青少年団体等の参加インセンティブの仕組みの構築も重要である。

● 令和4年12月に「企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について」がとりまとめられ、国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進することとしている。

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動の構築を図るとともに、多様な関係者と連携した体制を整備する。また、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。

1~4の委託先 青少年団体、企業、自治体等

1. 全国的なリアルな体験活動の普及啓発事業

11百万円 (3百万円) 【委託：継続 H23~】

家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。

件数・単価 2箇所×約5百万円

2. 青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業

10百万円 (5百万円) 【委託：継続 H25~】

青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。

件数・単価 1箇所×約10百万円

3. 教育的効果の高い長期自然体験活動の構築・普及事業

38百万円 (49百万円) 【委託：継続 R3~】

教育的効果の高い長期(4泊5日程度)の自然体験活動を実施証を踏まえて構築し、その長期自然体験活動を他の機関へ普及を行う。

件数・単価 10箇所×約3百万円

4. 企業等と連携した体験活動推進体制構築事業

34百万円 (13百万円) 【委託：継続 R5~】

子供たちのリアルな体験の機会充実のため、体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図る。

《事業内容》

- ①ポータルサイトの機能強化
 - 多様な主体をマッチングするポータルサイトの機能強化
 - 体験活動に積極的な企業、教育機関の見える化
- ②地域における推進体制の構築
 - 地域や企業、教育機関等、多様な主体の連携による体験活動の推進体制の構築
 - 多様な主体をマッチングするコーデイネーターの養成

件数・単価

- ①1箇所×約10百万円
- ②2箇所×4百万円/1箇所×8百万円

5. 青少年の体験活動推進企業表彰

5百万円 (4百万円) 【直轄：継続 H25~】

社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。

アウトプット (活動目標)

- ・体験活動の理解を深めるための普及啓発事業の実施。
- ・長期自然体験活動の構築・普及事業の実施。
- ・企業表彰への応募企業数、増加。
- ・多様な主体をマッチングするシステムの構築。

短期アウトカム (成果目標)

- ・体験活動に参加する保護者の意識の向上。
- ・当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- ・体験活動の機会を利用・提供する主体の増加。

長期アウトカム (成果目標)

- 当事業の成果の展開や、他の施策とも相まって、体験活動に参加する子供が増加する。

インパクト (国民・社会への影響)

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力(自己肯定感、自律性、協調性、積極性等)が育成される。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

(3) 読書活動総合推進事業

(前年度予算額 45,331千円)

令和6年度要求額 55,549千円

1. 要旨

政府は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針として、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「子ども読書推進計画」という。）を策定した（令和5年3月28日閣議決定）。本計画に基づき、国は、子供の読書習慣の形成に向けて、子供の読書活動に対する課題解決のための効果的な取組を講じていくとともに、本計画を広く周知する必要がある。

また、学習指導要領を踏まえ、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに読書活動を充実させることが求められている。加えて、地方財政措置を活用した学校図書館の計画的な整備を定めた第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、本計画を踏まえた図書購入等を促すための国の取組が必要となっている。

本事業では、図書館・学校図書館の機能強化や活性化等に向けた特色ある先導的な取組に関するモデル事業や司書教諭講習、「子ども読書の日」の普及啓発等の実施により、上記の各計画を着実に実行し、全国的な読書活動の総合的な推進を図る。

2. 内容

(1) 図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 17,399千円(7,291千円)

子ども読書推進計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、多様な関係者・機関等の連携を促進し、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。

① 発達段階などに応じた読書活動推進事業

「子ども読書推進計画」を踏まえ、紙とデジタルの特性を活かした読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様なニーズに対応した効果的な取組を行う。

② 多様な関係機関・団体等による連携体制構築事業

図書館や学校図書館のほか、公民館や児童館、大学、民間団体等（NPO、書店等の民間企業）の幅広い連携・協力体制を構築し、地域における学習資源や人的資源を共有・活用して地域に根ざした子供のための読書環境醸成の取組を行う。

③ 学校図書館図書の整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍（SDGsなど）、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況

などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の購入促進に向けた取組を行う。

(2) 司書教諭講習の実施 **21,872 千円 (21,431 千円)**

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校司書教諭」の養成のため、47 機関（大学並びに教育委員会）に委託して講習会を実施する。また、講習会に参加する受講者のうち、聴覚障害等配慮が必要な受講者が一定数いる実態も踏まえ、そのために必要な経費も計上する。

(3) 「子ども読書の日」の理解推進 **4,974 千円 (4,910 千円)**

国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深め、子供の読書活動を推進することを目的に、「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている民間団体等を表彰する。

(4) 読書活動の推進等に関する調査研究 **11,304 千円 (11,699 千円)**

① 子供の読書活動実態調査

「子ども読書推進計画」を踏まえ、子供の読書活動や図書館の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。

② 公立図書館等のデジタル化推進に関する調査研究

図書館等におけるデジタル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、学校図書館や図書館のデジタル化に向けた実務的な課題やその対応方策を策定するための実証的な調査研究を行う。（課題解決型調査研究）

読書活動総合推進事業

令和6年度要求・要望額 56百万円
(前年度予算額 45百万円)



文部科学省

現状・課題

○国の計画への対応

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率(※)の低減」(特に高校生の不読率は依然として高い)、「多様な子どもたち(※)の読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」のための方策、取組等の検討が必要。

・第六次「学校図書館整備等5か年計画」(R4~R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

事業内容 (令和4年度~)

「子どもの読書活動に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 17百万円 (7百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、多様な関係者・機関等の連携を促進し、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。

※委託事業：教育委員会等

<取組内容>

1 子供の読書活動総合推進事業

①発達段階などに応じた読書活動推進事業

子ども読書基本計画を踏まえ、紙とデジタルの特性を活かした読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ等に対応した効果的な取組を行う。

(委託先：2箇所(小・中・高等)学校等、公立図書館) × 0.8百万円)

②多様な関係機関・団体等による連携体制構築事業

図書館や学校図書館のほか、公民館や児童館、大学、民間団体等(NPO、書店等の民間企業)の幅広い連携・協力体制を構築し、地域における学習資源や人的資源を共有・活用して地域に根ざした子供のための読書環境醸成の取組を行う。

(委託先：3箇所(教育委員会、学校(含む大学)、公立図書館、民間団体等) × 2百万円)

2 学校図書館図書の整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍(SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の整備促進に向けた取組を行う。

(委託先：4箇所(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等) × 1百万円)

アウトプット (活動目標)

- ・新たな読書、授業モデルの構築
- ・司書教諭講習を実施する機関の増加

短期アウトカム (成果目標)

- ・読書に興味が深まった子供の増加
- ・学校図書館の活用に理解が深まった教職員の増加
- ・司書教諭講習の修了者数の増加

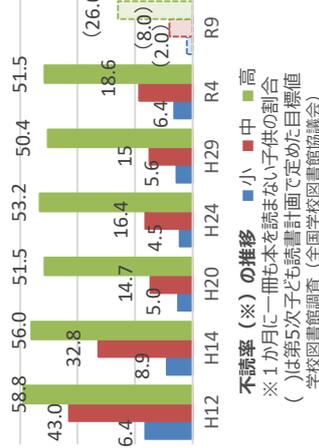
○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた**学校図書館の利活用**が課題。

・子供達の情報活用能力の育成とともに、多様な子供達の読書機会の確保等のために、**電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。**

○読書活動の総合的推進

・多様な子供の読書活動を推進するためには様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。**図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。**



司書教諭講習の実施 22百万円 (21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校図書館司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。<委託事業：47箇所(大学及び教育委員会) × 0.5百万円>

「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円 (5百万円)

国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。<直轄事業>

読書活動の推進等に関する調査研究 11百万円 (12百万円)

- ①子ども読書基本計画を踏まえ、子供の読書活動や図書館の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。
- ②図書館等におけるデジタル化やDXを推進するため、学校図書館や図書館のデジタル化に向けた課題やその対応方策を策定するための実証的な調査研究を行う。(課題解決型調査研究) <委託事業：各1団体 × ①4百万円、②7百万円>

長期アウトカム (成果目標)

- ・不読率の低減

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

(4) 社会教育デジタル活用等推進事業

(前年度予算額 48,604千円)

令和6年度要求額 78,326千円

1. 要旨

社会の急速なデジタル化の進展の中で、社会教育分野におけるデジタル環境の整備や活用の遅れが顕在化しており、公民館等の社会教育施設のデジタル機能を強化し、地域づくりの拠点として「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある。

また、公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある。

このため、デジタルの活用やPPP/PFI等の活用を進める地方公共団体が抱える技術面・人材面・財政面等の課題に対する伴走支援を行い、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、デジタル田園都市国家構想を推進する。

2. 内容

公民館・図書館等の社会教育施設におけるPPP/PFI等の活用、デジタル機能の強化に向けた地方公共団体等への伴走支援を実施する。

【主な支援内容】

- ・相談窓口の開設
- ・専門家派遣の実施
- ・説明会・研修会等の実施
- ・個別案件形成支援（導入可能性調査等の具体的検討への支援、モデル形成等）
- ・支援方策や事例等の収集・分析
- ・Webサイト、手引書等の活用による情報発信

社会教育デジタル活用等推進事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

78百万円

49百万円



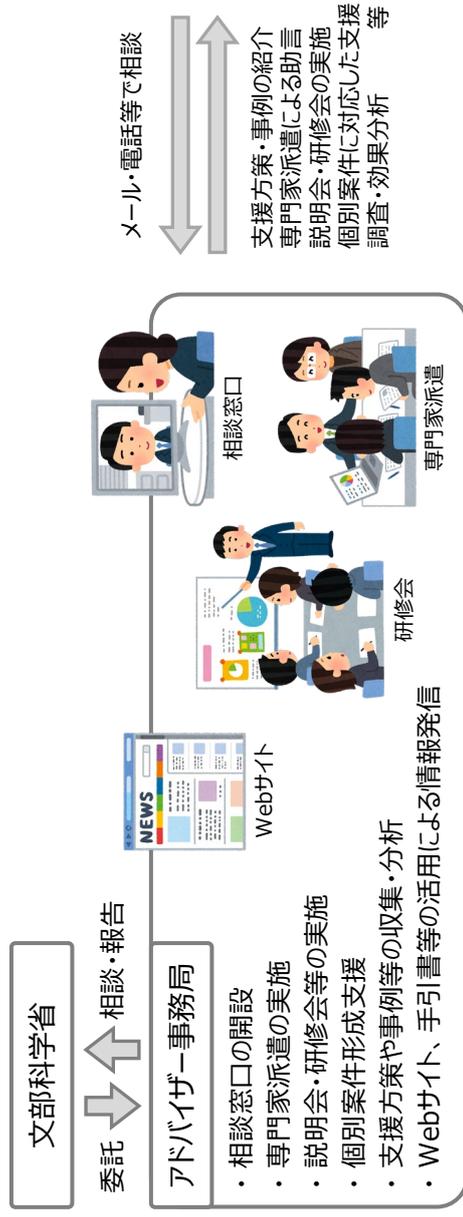
文部科学省

背景・課題

- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の**社会教育施設のデジタル機能を強化し、「リアル」と「デジタル」**を組み合わせた効果的な教育活動により、**地域の教育力の向上を図る必要がある**
- ▶ 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある**
 - ・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**
 - ・ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(R5.6.16閣議決定)を踏まえ、**公民館等の身近な施設についてのモデル形成を支援**
- ▶ **地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、デジタル田園都市国家構想を推進**

事業内容 (令和5年度より実施)

- **社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援** (民間団体向け委託 × 1か所)
社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施 → **令和6年度は自治体への個別支援を拡充**



経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定)

- 3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備
公共サービスを効果的かつ効果的に提供するPPP/PFIについて、**改定アクションプランに基づき、各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを見据え、取組を推進する**。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の**重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続**しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする新領域の開拓と案件形成を図る。
- PPP/PFI推進アクションプラン (令和5年改定版)**
(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標 (2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組
 - ⑥文化・**社会教育施設**
令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、**令和8年度までに10件の具体化を目標とする**。さらに、**令和13年度までに30件の具体化を狙う**。



アウトプット (活動目標)

- ・ 地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・ PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- ・ デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム (成果目標)

- ・ 社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・ PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設数の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現 (地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能)

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

(5) 学校安全推進事業

(前年度予算額 342,983千円)

令和6年度要求額 372,983千円

1. 要旨

我が国においては、東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故や、さらには、学校内外において不審者による子供の安全を脅かす事件などが多く発生しており、子供の安全の確保が喫緊の課題となっている。

特に、一昨年6月に発生した千葉県八街市における下校中の児童が死傷する交通事故、本年3月に発生した埼玉県戸田市における不審者侵入刺傷事件の発生など、登下校時を含む学校での児童生徒等の安全確保に向けた対策が必要である。

このため、教職員や児童生徒の防犯、交通安全、防災に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や、児童生徒の生活の場である学校の安全管理体制の充実など、地域全体での学校安全の取組を推進する。

また、実効性ある学校安全施策を進めるために必要な調査研究を実施する。

2. 内容

(1) 学校安全教室の推進 35,170千円 (35,170千円)

① 指導者養成事業

学校における学校安全教室（防犯教室、防災教室及び交通安全教室）の講師となる教職員等に対する講習会や、教職員等向けの事件事故発生時の初期対応能力等向上のための講習会（現代的課題へ対応するための教職員等の研修・訓練、事故対応に関する講習会、AEDの取扱いを含む心肺蘇生法実技講習会）の実施を支援する。[47 地域]

② リーフレット作成

小学校新1年生向け学校安全教室用リーフレットを作成・配布する。

(2) 学校安全総合支援事業 251,466千円 (241,466千円)

「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定を受け、幼稚園や保育所等との連携の充実や、地域と連携した安全教育の展開など、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。[47 地域]

また、学校安全に係る専門性向上支援を図るため、教育委員会や学校関係者を対象とした周知啓発のためのセミナーの開催や、学校安全推進体制が十分でない自治体や学校へ指導助言を行うアドバイザーの派遣等を行うとともに、通学時等を含めた学校安全について、地域ごとの環境等の違いを踏まえた効果的な対策等を検討する。

さらに、今年度の学校安全の推進に関する有識者会議の検討を経て新たに策定予定の「安全点検要領」や改正予定の「事故対応指針」を活用した実効ある取組が各地で進むよう、安全点検・事故対応コンサルタントの派遣・紹介等を実施する。

(3) 安全教育の推進に関する調査研究 86,347 千円 (66,347 千円)

① 学校管理下における事故防止に関する調査研究

外部人材の活用や組織活動の観点を踏まえた安全点検の高度化及び事故データの分析に関する調査研究を行う。

② 安全教育の質向上に向けた調査研究

実践的な防災教育や避難訓練を実施する際に活用できる「防災教育の手引き（特別支援学校版）」等を開発する。

③ 学校安全の推進に関する計画に係る調査研究

効率的・効果的な施策の立案に資するため、学校安全計画に係る取組状況調査（スクールバスに関する調査研究を含む）を実施し、その結果を分析（学校安全情報、SPSに係る取組等の見える化）する。

学校安全教室の推進

令和6年度要求・要望額（案） 0.4億円
（前年度予算額） 0.4億円



文部科学省

○安全教育上の課題

- 様々な画やマニュアルが整備されつつも必ずしも**実効的な取組に結びついていない**
- 児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達段階に応じた取組の推進が必要**
- 地域・学校設置者・学校・教職員間において**学校安全の取組内容や意識に差**がある
- SNSに起因する**犯罪、性犯罪・性暴力等現代的課題への対応も必要**

教職員等の安全教育における指導力の向上等が必要



【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

○都道府県等における教職員等への研修の実施等

※「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容を盛り込みつつ実施

・安全教育の指導者の養成

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

防犯教室講習会

- 不審者侵入時の対応、防犯避難訓練の実施
- 防犯対策、さすまた、防護盾を活用した防犯訓練**
- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 危険予測・回避能力等を育むための指導 等

防災教室講習会

- ロールプレイングの導入、安全マップの作成方法
- 熱中症予防対策等の推進
- 災害発生時の適切な判断(正常性バイアスを含む)と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等

交通安全教室講習会

- 登下校の安全確保のポイント、通学路合同点検のチェックポイント
- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導、電動キックボードの交通方法等の指導
- 関係団体や外部講師による講習会 等

・現代的課題への対応

教職員等の研修・訓練の充実

- 教職員のための学校安全e-ラーニングの活用
- 様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- SNSに起因する犯罪や性犯罪等への対策
- ヒヤリハット事例の活用、子供の視点を加えた安全点検の手法の確立 等

・教職員等の安全対応能力の向上

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

事故対応に関する講習会

- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

心肺蘇生法実技講習会

- 蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習
- AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実技講習 等



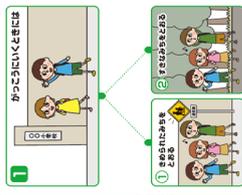
＜リーフレット＞

「たいせつないのちとあんぜん」

・リーフレットの作成・配布

小学校新1年生向けのリーフレット

- 防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の小学校新1年生全員に配布（約120万部）



○期待される成果

児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付ける

児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故を減少させる

児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする

学校安全総合支援事業

令和6年度要求・要望額（案） 2.5億円
（前年度予算額 2.4億円）



学校安全の推進に向けた課題

- 学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが**実効的な取組に結び付いていない**。
- 地域、学校設置者、学校教職員の**学校安全の取組内容や意識に差がある**。
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた**実践的な防災教育を全国的に進めていく**ことが必要である。
- 地域の多様な主体と連携・協同し、**子供の視点を加えた安全対策を推進する**必要がある。

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）に基づく取組を推進

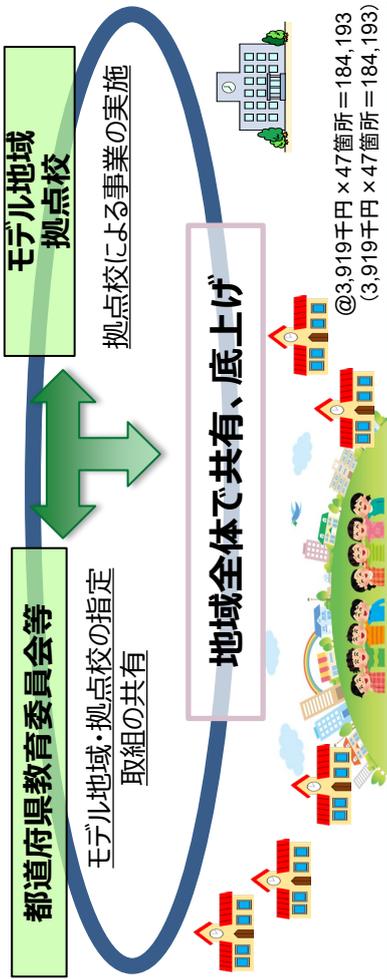
1. 組織的取組	2. 関係機関との連携	3. 安全教育	4. 安全管理	5. 横断的事項
<ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画のPDCAサイクルの確立 学校安全に係る中核的職員の育成配置 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティスクール等の仕組みの活用 関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育 体験活動やデジタル技術を活用した安全教育 幼児期、特別支援学校の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の視点を加えた安全点検 重大事故の予防のためのヒヤリット事例の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全情報の見える化 通学路の安全対策等の好事例の実情把握 設置主体（国公立）に関わらない取組の推進 学校安全を意識化する機会の設定（学校安全の日等）

セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方※を取り込み、全国的に学校安全を推進していく。

※ 安全管理・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教員の設置、関係機関との連携、評価改善の実施など、継続的に学校安全に取り組む。

- **学校安全推進体制の構築** R6予算額(案) 184百万円(184百万円)
【都道府県・指定都市教育委員会への委託事業、平成24年度事業開始】

計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る。



- **学校安全に係る専門性向上支援** R6予算額(案) 63百万円(53百万円)
【民間企業等への委託事業、平成24年度事業開始】

各学校（国公立・私立含む）に対し、学校安全に係る研修の実施、専門家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校の安全の推進を図る。

- 学校安全実践力向上セミナー等の開催
 - 学校設置主体の別を問わず学校安全推進のためのセミナーを開催
 - 例) 防犯・事故対応等テーマ別オンラインセミナー 危機管理マニュアル見直しセミナー
 - SPSの考え方を取り入れた取組の支援（専門家等の派遣）
 - PDCAサイクルに基づく学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すアドバイザー派遣等
 - 避難計画に関する合同相談会の実施
 - 学校安全指導者研修会の開催
 - 各地域における学校安全に関する研修講師等となる者に、効果的な研修会実施に必要な知識などを習得させることで、各地域における研修会の質を向上
 - 安全点検・事故対応コンサルタントの派遣・紹介
 - 各学校の安全点検・事故対応の高度化に資するよう、各地域での助言等を実施
- ③31,396千円 × 2団体 = 62,792
(24,650千円 × 2団体 = 49,300)

※ その他諸経費（ポータルサイト管理費・全国連絡協議会運営費等（4百万円（前年度 4百万円）） 担当：男女共同参画共生社会学習・安全課

(6) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(前年度予算額)	337,504千円)
令和6年度要求額	337,504千円

1. 要旨

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー等の増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

2. 内容

「スクールガード・リーダー（防犯の知識を有する者）」や「スクールガード（学校安全ボランティア）」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

(1) スクールガード・リーダーの育成支援

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会を実施する。

(2) スクールガード・リーダーに対する活動支援

スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等を補助する。

学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実を図る。

(3) スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施する。

活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上を図る。

(4) スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

スクールガード等を募集するための広報紙等の作成費用を補助する。

「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援を行う。

子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料を補助する。

地域ぐるみでの学校安全体制整備推進事業

令和6年度要求・要望額 338百万円
(前年度予算額 338百万円)



文部科学省

【補助事業(補助率:国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担)、実施主体:都道府県及び市町村、平成17年度事業開始】

背景・課題

学校や通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う事故・事件の発生も踏まえ、**スクールガード・リーダー等**の増員による見守り活動の充実、**スクールガード等のボランティアの養成・資質向上の促進、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化が必要とされている。**

事業内容

スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材(警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等)に対する**育成講習会の実施**
- 各種講習会等への参加支援**(他の自治体で開催する育成講習会への参加支援も含む)

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる助言、見守り活動に対する**謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助**
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの**連絡会等の開催**を支援、**装備品の充実**

スクールガード・リーダー育成講習会やスクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、見守りの人材確保と質の向上



スクールガード(ボランティア)の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯等に関する知識や非常時の対応策等を身に付けさせるための**養成講習会の実施**
- 活動の参考となる資料の作成や配布**することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- スクールガード等を募集するための**広報紙やポスター、看板等の作成費用の補助**
- 「登下校防犯プラン」等に基づき、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など**防犯活動への支援**
- 子供の見守り活動に係る**帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助**

見守り活動等を補う取組への支援

- 通学路等の危険箇所について**注意を喚起する看板や交通安全啓発看板等の作成費用の補助**
- 学校への**不審者侵入防止のソフト対策に係る費用の補助**(注意喚起看板等の設置など)

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

(担当: 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

8.

リ・スキリングを含めたリカレント教育等 社会人の学び直しの機会の拡充

(1) 新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業

(新 規)

令和6年度要求額 716,386千円

1. 要旨

本事業は、産業界と協働し、理論と実践が融合した専門的・分野横断的学びなど「大学にしかできない」かつ「企業成長に直結する」リカレント教育モデルを開発する大学を支援するものである。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」や「成長戦略等のフォローアップ」、「教育振興基本計画」などにおいて、産業界と連携した高度人材育成やリ・スキリング・プログラムの提供の重要性については示されている。また、令和4年度第2次補正予算「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」において、大学等からの申請件数が当初の採択予定件数の1.5倍以上となった他、経団連からも大学による高度な人材育成プログラムに対する継続的支援を提言されるなど、大学側・企業側ともに支援の必要性を訴えている。

上記のような必要性も踏まえ、リカレント教育プログラムの開発にあたっては、受講生の継続的確保や企業等のニーズ把握に課題を感じる大学等も多かったところ、企業等の従業員派遣や学内の体制構築を参画要件とする事業モデルを通じて、真に持続的なリカレント教育モデルの開発を図る。

2. 内容

(1) 高度人材育成のための産学協働リカレント教育モデルの開発 615,021千円

特定の大学や高等専門学校と企業が連携して、成長分野をはじめとしたプログラム開発を行うとともに、企業実務を通じた効果検証のフィードバックを踏まえ継続的に内容の改善を図る体制も備えた新たなリカレント教育のモデルを構築する。企業の経営・人事戦略に基づいて従業員を派遣したり、その受講成果を昇給・昇格といった処遇に反映したりするなど、より進んだ産業界の取組も促進する。

(2) 産学協働リカレント教育モデルの開発にあたる伴走支援 49,647千円

リカレント教育体制構築に際して、産業界のニーズと大学等の教育資源のマッチングから教育コンテンツの開発、企業派遣を含む受講者確保、終了後のプログラム改善や継続派遣に向けたフォローに至るまで、進捗を把握し、調査・助言等を通じて持続的教育体制の構築を全面的に支援する。

(3) 産学協働リカレント教育モデルの開発にあたる審査・評価 50,380千円

大学等の拠点採択に際する事業計画審査や採択後の評価、改善に向けたアドバイス等を行う。

新時代の産学協働リカレント教育モデル開発支援事業

令和6年度要求・要望額 716百万円



背景

- 労働人口の減少は不可避である中、労働生産性の向上は国家的課題
- アメリカ企業と比べて日本企業のOJT以外での人材投資はわずか1/20程度
- VUCAの時代において真に必要なスキルは、資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等*であり、リカレント教育を大学等の責務として行う必要
- *経団連産学協議会2022年報告/世界経済フォーラム「仕事の未来2020」
*これらの能力は職業上も活用可能性が高く、大学での育成が期待される高度なリ・スキニングであり、リカレント教育の一部と捉える。
- しかし、現実には企業は大学等よりスキニングやリカレント教育の場とみなしていない
(過去5年で従業員を大学等に送り出した企業等は10%未満)
- 国際的にも社会人割合が低い日本の大学は、産業界のニーズに柔軟に対応できる教育体制が不十分

目的

- ◆ 「企業成長に直結する」「高等教育機関しかできない」リカレント教育モデルを確立
 - ◆ 社会人向けのリカレント教育の提供を強みとして成長する大学の創出
- <KPI: 参画企業等のうち、大学等で学ぶ従業員への支援制度を整備する者の割合>
- <KPI: 開発された教育モデルのうち、受講料収入等による自立的運営を達成したものの割合>

実施内容

1. 高度人材育成のための産学協働リカレント教育モデルの開発

特定大学や高等専門学校と企業が連携して、新たなリカレント教育のモデルを構築。企業の経営・人事戦略に基づいて、従業員を派遣したり、その受講成果を給与に反映するなど、より進んだ取組を推進。大学等もそれに値するプログラムを企業実務を通じた効果検証のフィードバックを踏まえつつ開発。

【メニューⅠ】分野横断型 4件×0.8億円 } 計9.2億円×2/3=要求額6.1億円
【メニューⅡ】分野特化型 15件×0.4億円 } *企業にも主体的な参画を求めため、補助率2/3とする

* 地域・業種等により様々な企業等の協力を得て実践的かつ持続的な実施体制を構築するため、成果を踏まえた企業等の行動変容を促す期間も考慮し、事業期間は3年間。

事業イメージ

生成AIをビジネスで利用する際の危険性は？

カーボンニュートラルの世界的動向を踏まえて企業戦略を考えた

最先端の研究動向は？

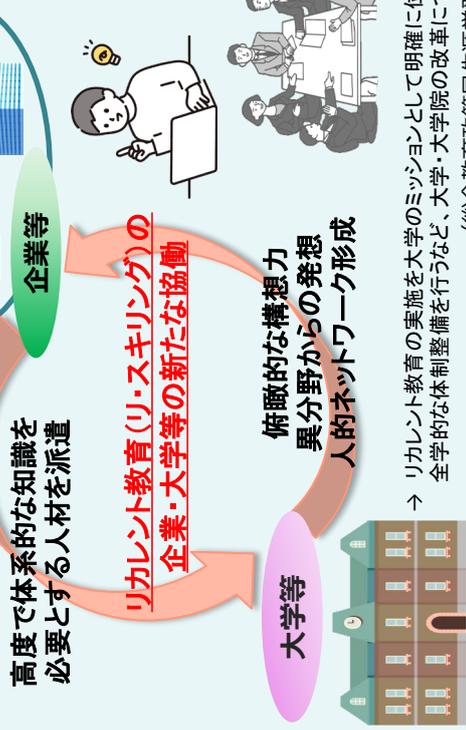


高度で体系的な知識を必要とする人材を派遣

リカレント教育(リ・スキニング)の企業・大学等の新たな協働

俯瞰的な構想力
異分野からの発想
人的ネットワーク形成

大学等



メニューⅠ・Ⅱ 実施要件

① 産業界と大学等の協働体制の構築

→ 組織対組織での持続可能な発展的なリカレント教育体制

「大学等」⇨ コーディネーター配置、学内のリカレント教育体制構築や企業等連携の調整・推進等

「企業等」⇨ 従業員の送り出し、派遣受講生の成果に関するデータ提供、処遇・人事制度への反映検討等

② 成長分野をはじめとした教育プログラムの開発

→ 高等教育機関にしかできない教育で、産業界に人材投資メリットが実感できるプログラム開発

例 <生成AIの導入による企業成長とリスクマネジメントプログラム> <GXやSDGsなどの企業戦略を担う人材のためのプログラム>

<半導体開発の最先端の研究動向を踏まえたプログラム> <企業経営理論をベースとしたマネジメント人材育成プログラム>

社会の多様なニーズに対応する大学等にか出来ない教育プログラムを開発・実施し、その成果を学位プログラムに反映することも推奨

2. 産学協働リカレント教育体制構築のための伴走支援

- リカレント教育体制構築に際して、産業界のニーズと大学等の教育資源のマッチングから教育コンテンツの開発、企業派遣を含む受講者確保、終了後のプログラム改善や継続派遣に向けたフォローに至るまで、進捗を把握し、調査・助言等を通じて持続的**教育体制の構築を全面的に支援**する。
- 大学等の拠点採択に際する事業計画審査や採択後の評価、改善に向けたアドバイス等を行う。

【1億円】(民間企業等への委託等 2か所)

→ リカレント教育の実施を大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制整備を行うなど、大学・大学院の改革につなげる。
(総合教育政策局生涯学習推進課)

(2) 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業

(前年度予算額 401,629千円)
令和6年度要求額 401,629千円

1. 要旨

社会の変化は早く、「Society 5.0」や「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」の実現に向けた取組があらゆる分野で進められており、専門学校を卒業し、専門的職業人材として社会で活躍する人材においても、かつて学んだ知識・技能だけでは複雑化・高度化する課題に対応することは困難となっている。そのため、最新の知識・技能を体系的に学び直し、より高度なスキルを身に付けていく必要がある。専門的職業人材を輩出する機関として専修学校がこれまで果たしてきた役割は大きいものの、今後さらにそうした人材のスキル・知識をアップデートするための学び直しについて積極的な取組が必要である。

他方、社会人の学び直しの実現に当たっては企業・専門学校側それぞれに課題がある。企業等の人事担当者の多くは、従業員に身に付けさせたい知識・スキルを体系的な研修プログラムに落とし込んで提供することが困難と考えている。一方、専修学校側は、リカレント講座の実施に当たり、各業界等のニーズの把握や生徒数の確保について不安を抱えている。

こうしたことから、専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、企業・団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、企業や業界団体を通じて情報提供を行い、各企業や団体からの紹介により専修学校のリカレント教育講座等が安定的・持続的に受講者を確保できる体制を構築し、その成果の普及を図る。

2. 内容

(1) 専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

368,544千円 (368,544千円)

各職業分野において、専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成する。作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう体制を構築する。

これらの取組をモデルとし、その効果の検証・成果について普及・展開を図る。

(16箇所)

(2) 分野横断連絡調整会議の実施

28,430千円 (28,430千円)

上記プログラム開発の進捗管理及び連絡調整を実施するとともに、各プログラムにおいて開発・実証・研究された成果に横串を刺し、それらを体系的にまとめることにより、専修学校によるリカレント教育の推進方策を検討する。(1箇所)

専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育 (リ・スキリング) 推進事業



令和6年度要求・要望額 402百万円
(前年度予算額 402百万円)

文部科学省

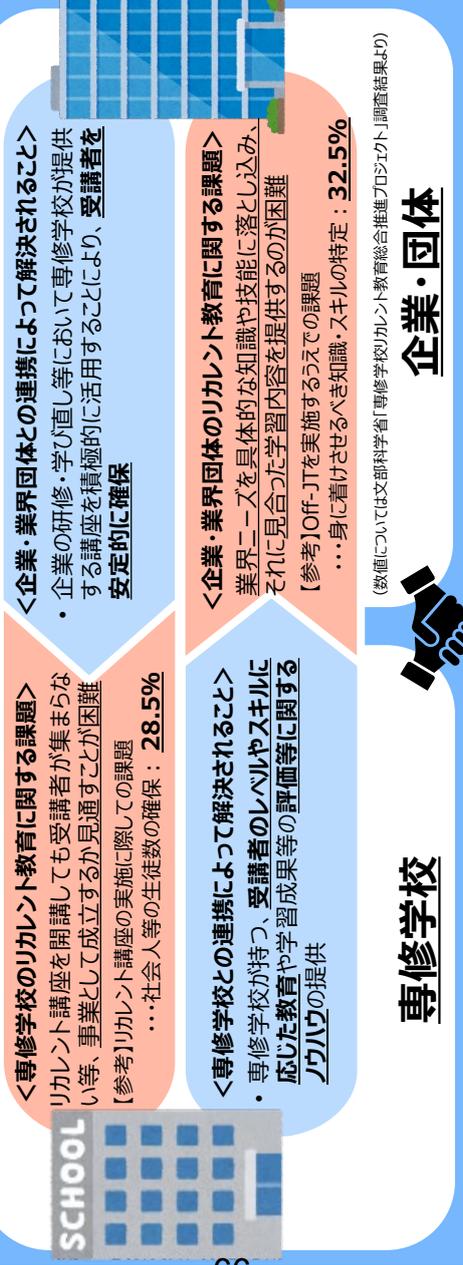
- ### 背景
- 社会の変化が激しく、かつて専門学校で学んだ知識・技能だけではその変化に対応することは困難。
 - 企業では社員に対し必ずしも十分な学び直しの時間を確保することはできていない。
 - 教育未来創造会議の提言、骨太の方針等においてもリカレント教育の推進が求められているところ。

事業概要

専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、企業・業界団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築し、その成果の普及を図る。

課題

事業イメージ



専修学校
協働によりリカレント教育プログラムを開発・提供
それぞれの強みを生かし、課題を解決

受講者（専門職業人材）

- ・各職業分野において、進歩著しい知識・技術のアップデートによる個人の資質の向上。
(例) 自動車整備 × 電気自動車等のクリーン技術、建築 × ゼロ・エネルギー住宅など
- ・企業や団体等からの推薦により、安心して学び直しに取り組みむことが可能に。

アウトプット（活動目標）

- ・各職業分野ごとに職業専門人材が学び直しにより最新知識・技能を身に着けることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 8分野×2か所 = 16か所

アウトカム（成果目標）

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

事業メニュー

専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

- ・各職業分野（専修学校の教育内容8分野）において、**専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成**。
- ・作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう**体制を構築**。
- ・上記取組をモデルとし、その**効果の検証・成果について普及・展開**。
- ・件数・単価：16分野×23百万円（予定）
- ・事業期間：令和5年度～令和7年度

分野横断連絡調整会議の実施

- ・各取組の進捗管理および連絡調整を実施。
- ・各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討。
- ・リカレント教育関連の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する情報収集、プログラム開発受託団体への提案等。
- ・件数・単価：1か所×28百万円（予定）
- ・事業期間：令和5年度～令和7年度

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

(3) 大学等における価値創造人材育成拠点の形成

(前年度予算額	80,077千円)
令和6年度要求額	80,021千円

1. 要旨

Society5.0 の到来や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、変化が激しく不確実性の高まる時代においては、企業も個人も変化に柔軟に対応し、強靱性を高めることが必要である。特に、個人においては、自由に個性を發揮しながら付加価値の高い仕事を行うことが必要とされており、このような付加価値を生み出すには、機械やAIでは代替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力など、社会人が新たな価値を創造する力を育成することが必要とされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020、2022」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」等において、成長分野のニーズに対応した人材育成や創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発し、実践する大学等の拠点の構築が求められている。

これらを踏まえ、社会人の創造性を育成するため、令和5年度までに開発・改良したプログラムの運用実施を進めるとともに、拠点数を拡大し、大学等において創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発や拠点の形成を加速させ、我が国の国際競争力の向上や生産性の向上に資する「組織」と「人」の変革を進める。

2. 内容

・価値創造人材育成のためのプログラム開発、拠点構築等

令和5年度までに2拠点で開発・実施したプログラムについて、創造的な発想をビジネスにつなぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するとともに、最終的な拠点構築に向けて修了生を含めたネットワークの強化と活動活性化を図る。

また、実施したプログラム内容の評価方法を検討し、持続的なプログラム点検・改善のプロセスの確立を図るとともに、プログラムの自走に向け評価に基づく適切な受講料設定を模索する。

さらに、プログラムの全国普及に向けたシンポジウム開催やオンライン配信、企業向け研修プログラム等への応用などを通じた横展開に向けても検討を進める。

大学等における価値創造人材育成拠点の形成

令和6年度要求・要望額 80百万円
(前年度予算額 80百万円)



文部科学省

事業を実施する背景・概要

- VUCAの時代において、変化に対応し、変化に能力を向上させていくことが重要。
- 教育未来創造会議等の政府会議や経団連をはじめとした産業界から、新規事業の創出がで
きる、スタートアップにも貢献できる人材が強く求められている。
- その中で、創造性を発揮して付加価値を生み出す価値創造人材の育成が重要で、**AIDでは代**
替できない、創造性・感性・デザイン性・企画力などを身につけさせることが重要。
- ついては、大学に対する支援を通じて、企業・社会に対して価値創造ができる人材の継続的
な供給を行うとともに、そのノウハウを他の教育機関等に展開する拠点を構築する。

事業実施計画

- 【令和3年度】 プログラムの開発 (東京工業大学、京都大学)
- 【令和4年度】 プログラムの実施、企業における活用開始
- 【令和5年度】 プログラムの実施・改良、企業と連携した活用促進、自走化の準備
- 【令和6年度】 企業や他大学等との連携を通じたプログラム展開、拠点構築準備
- 【令和7年度】 拠点的持続的運営体制の構築完成、**令和7年度に事業終了**

令和6年度に実施する内容

- 令和5年度までに2拠点を開発・実施したプログラムについて、創造的発想をビジネスにつな
ぐ価値創造人材育成プログラムとして、企業や他大学等と連携しながら展開・改良するととも
に、最終的な拠点構築に向けて修了生を含めたネットワークの強化と活動活性化を図る。
- 実施したプログラム内容の評価方法を検討し、持続的なプログラム点検・改善のプロセスの確
立を図るとともに、プログラムの自走に向け評価に基づき適切な受講料設定を模索する。
- プログラムの全国普及に向けたシンポジウム開催やオンライン配信・企業向け研修プログラム等
への応用などを通じた横展開を図る。

政府文書等における提言

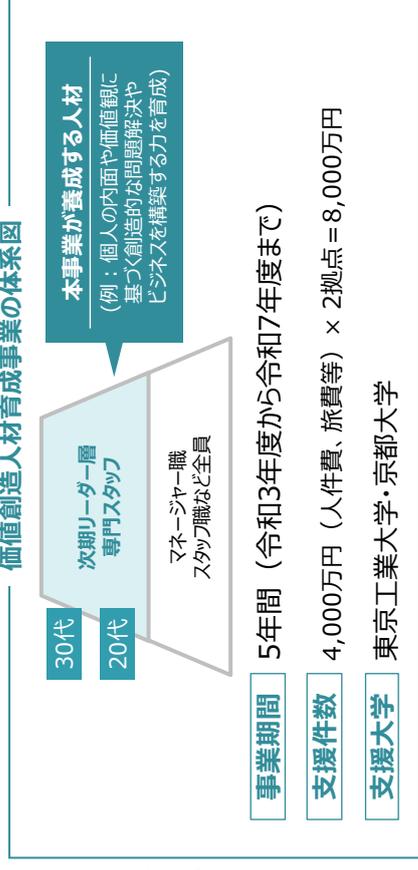
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 「フォロアアップ」」(令和4年6月閣議決定)

- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創
出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの
開発を支援する。
- 個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスに
つなぐため、2021年度に開発した教育プログラムを、2022
年度から実際に運用し、プログラムの改良及びこれを実践す
る大学等の拠点構築を早急に進める。

「教育未来創造会議提言」(令和4年5月政府会議決定)

- デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創
出等新たな価値を創造する人材の育成に関するプログラムの
開発を支援する。

価値創造人材育成事業の体系図



アウトプット (活動目標)

- 事業における連携企業数
- プログラムの社会人受講者・修了者数
- プログラムと連携した企業数・計50以上

アウトカム (成果目標)

- 連携企業の事業満足度 100%
- 価値創造プログラムを実施する大学数の増加
- 創造力を重視する企業の増加
- 修了生の新規事業立ち上げの貢献など

インパクト (国民・社会への影響)

- 既存の価値観や枠組みに捕らわれない創造力のある人材育
成の強化
- 付加価値を高めた商品開発や新しい社会の在り方の創出
- 生産性の向上、国際競争力の確保

(4) 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

(前年度予算額 20,974千円)

令和6年度要求額 28,970千円

1. 要旨

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。我が国では、少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、女性活躍の推進は社会・経済の持続可能な発展のために重要である。

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」ことや、「そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことが新しい目標として掲げられたところ。

また、女性管理職の割合が依然として低い状況にある学校教育分野においても、女性のさらなる参画を推進するため、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合や大学の教員に占める女性の割合等について、2025年までの成果目標が示されている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」においては、これらの目標を達成するため、政府全体として強力に取組を進めることとしており、教育分野においては「校長等への女性登用が進まない地域に対し、地域が抱える課題を地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデルの提供等を行い、女性の管理職への登用を促進する。」ことや、「児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。」こととされている。

これらを踏まえ、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的地位に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発を行う。また、学校教育分野における女性の採用・登用が進まない地域に対し、他地域の好事例やロールモデルの提供等を行い、女性の採用・登用を支援するとともに、社会的機運を高めるため、全国フォーラムを開催し、収集した好事例等について横展開を図る。さらに、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

2. 内容

(1) 検討委員会の設置 7,368 千円 (7,368 千円)

学識経験者、地方公共団体、男女共同参画センター、NPO、関係団体、産業界等の有識者からなる会議において、女性の学びを通じた社会参画支援のあり方等に関する検討を行う。

(2) 実証事業の実施 6,666 千円 (6,666 千円)

男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、組織の指導的立場として、より高度な社会参画を目指す女性の支援に資する社会教育プログラム（ウィミンズカレッジ）を構築。同プログラムでは、男女共同参画に資する知識の他、Society5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや公的な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要となるオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。

(3) 学校教育分野における女性の意思決定過程への参加 6,940 千円 (6,940 千円)

学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域が抱える課題について把握し、その課題解決に役立つ好事例や教員を目指す女性が管理職等へのキャリアを志向することができるようなロールモデルを収集し、全国フォーラム等の開催により横展開を図る。

(4) 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究

7,996 千円 (新規)

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業

【事業開始年度：令和2年度】

背景等

- 少子高齢化、Society 5.0の実現を見据える中、あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされた。
 - ・「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」ことが目標として掲げられ、学校教育分野においては、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を令和7年までに、校長20%、副校長・教頭25%とする成果目標が設定。
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）（令和5年6月）では、「児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための取組や、幼児期から同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようになるための教育環境の整備に資する取組を行う。」とされている。

令和2年度より、女性の多様なチャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。

令和6年度は、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的地位に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築。さらに、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

取組① 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築

- 男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、組織の指導的地位として、より高度な社会参画を目指す女性の支援に資する社会教育プログラム（ウイミンズカレッジ）を構築。
- 同プログラムでは、男女共同参画に関する知識の他、Society 5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや高度な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要となるオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。



取組② 学校教育分野における女性の意思決定過程への参加

- 学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域が抱える課題について把握し、その課題解決に役立つ好事例や教員を目指す女性が管理職等へのキャリアを志向することができるようなロールモデルを収集し、全国フォーラム等の開催により横展開を図る。

取組③ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に資する調査研究

- 未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。

(5) 放送大学学園補助金

(前年度予算額 7,392,014千円)

令和6年度要求額 7,609,300千円

※ その他、施設整備費補助金 454,000千円

1. 要旨

放送大学は、放送大学学園法（平成14年法律第156号）に基づき、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的としている。

昭和58年4月に放送大学が設置され、昭和60年4月に学生受入れを開始して以降、これまでに170万人以上の学生が放送大学で学んでいる。

平成10年1月からは、CS放送を活用した全国放送が開始され、同年4月には学習者の身近な場所において面接授業等を行う学習センターが全国の各都道府県に設置された。

また、平成14年4月からは、高度専門職業人の養成等を目指した大学院修士課程の学生の受入れを開始し、平成26年10月からは、知識基盤社会を多様に支えることのできる高度教養知識人を養成する、大学院博士後期課程の学生の受入れを開始している。

現在、放送大学では、職業、年齢、地域を問わず、学部、大学院合わせて約9万人の学生が学んでおり、学位取得や資格取得など学生の多様な学習ニーズに対応している。平成27年4月からはオンライン授業を開始するとともに、平成30年10月からのBS放送におけるマルチチャンネル化により、「人生100年時代」を見据え、社会人等を対象としたリカレント教育の拠点として学び直しの機会を全国に提供している。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、放送大学の学生だけでなく広く国民を対象とした学びの保障に貢献する、新たな取組を展開している。

本事業は、このような放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって生涯学習の推進に資するものである。

放送大学の充実・整備（放送大学学園補助）

令和6年度要求・要望額 8,063百万円
(前年度予算額 7,392百万円)



文部科学省

- 様々な地域に住む、幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学ぶことができる高等教育機関。
BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネットでの授業科目以上を開設。
- 遠隔教育の先駆者として、コロナ禍においても学びの継続のために、他大学にも学習コンテンツを提供。
- 対面でのより深い学び、学生同士の交流の場として、全ての都道府県（全国57箇所）に学習拠点を設置。
各地域で特徴のある面接授業（スクーリング）を開設。
- 社会人を中心に約9万人の学生が在籍し、リカレント教育の推進に寄与。



(放送大学シンボルマーク)

令和6年度要求・要望額

8,063,300千円

【放送大学学園補助金】

支出	13,342,293千円 (13,016,596千円)
収入	5,732,993千円 (5,624,582千円)
3	国庫補助金 7,609,300千円 (7,392,014千円)

【放送大学学園施設整備費補助金】

454,000千円 (一千万円)

主な要求事項

- 1. メディア教育研究開発センター（仮）**〔120百万円〕
 - 放送大学の教授形態の多様性と諸特性を踏まえたメディア教育の研究・開発を行うと同時に、先駆的な実験授業の企画・制作を一貫して担当し、内外の研究機関と技術的、人的交流のネットワークを形成し、新しい遠隔高等教育のあり方を研究開発するセンターの創設。
- 2. 知的障害者をはじめとした障害者の学習環境モデル事例創出事業**〔50百万円〕
 - 知的障害者やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討。

〔180百万円〕

◆経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日：閣議決定）【抜粋】

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成（三位一体の労働市場改革）

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリスクリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されること、労働市場全体も活性化することで、労働者が自らの選そ企業価値向上の鍵である。こうした考えの下、「リスクリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

◆統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日決定）【抜粋】

仕事関連の成人学習への参加率が高い国ほど、時間当たりの労働生産性が高く、リカレント教育は産業構造変革の原動力にもなり得る可能性を秘めている。学び直し、学び続けることが報われる仕組みを社会全体で構築することで、社会経済構造の変化に対応するとともに、希望する者が多様な質の高いリカレント教育を受けられる環境を実現するため、個人の学び直しが適切に評価されるよう、学修歴や必要とされる能力・学びの可視化、企業における学び直しの評価等を進める。

- 4. 同時双方向Web授業をハブとしたリカレント教育及びリ・スキリングの推進**〔25百万円〕
 - 企業等のリカレント教育に対する具体的なニーズも探りつつ、各地域の大学等が強みを持つ研究分野について、各学習センターとタイアップした同時双方向Web授業開設に向けた取組。

5. 施設改修

- 〔454百万円〕
- 施設の老朽化に伴う不具合による、教育研究活動の中断を防ぐために必要な施設改修。

「大学教育」「リカレント教育」拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

(6) 地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

(新 規)

令和6年度要求額 289,939千円

1. 要旨

本事業は、大学コンソーシアムや自治体等への支援を通じ、産学官金の対話の場を設け、大学等が提供できる教育コンテンツと地域や産業界の人材ニーズの効率的なマッチングを図るとともに、経営者層を巻き込んだ企業等の人材育成に関する取組を促進することで、持続的なリカレント教育実施の基盤と地域ニーズに応える人材を継続的に輩出するための仕組みを構築する事業である。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」や「成長戦略等のフォローアップ」、「教育振興基本計画」等においても、地域ニーズを踏まえ産業界と連携したリ・スキリング・プログラムの提供の重要性については示されている。また、令和4年度第2次補正予算「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」において、大学等からの申請が採択予定件数の約2倍となった他、経団連からも企業側のニーズと大学側のシーズをマッチングする仕組みの構築が必要と提言されるなど、大学・企業双方ともに支援の必要性を訴えている。

また、リカレント教育プログラムと人材ニーズのマッチング以外にも、経営者層をはじめとする企業側の意識改革や従業員の学び直しに関する環境整備促進も見据えた、地域単位でのリカレント教育を継続的に支援していくことで、大学でしか育成できない能力・スキルについて認識を深め、企業等の人材育成戦略に大学等での学びを位置付けていく取組を推進していく。

2. 内容

(1) 大学コンソーシアム・自治体等によるプラットフォーム構築（新規拠点）149,330千円

産官学金の関係機関で構成される「リカレント教育プラットフォーム」を構築した上で、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。

(2) 大学コンソーシアム・自治体等によるプラットフォーム構築（既存拠点）138,540千円

令和5年度に実施している令和4年度第2次補正予算「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」において形成されたリカレント教育プラットフォームに参画する企業等を中心に、大学等を活用したリカレント教育に対する企業側の評価方法の方針策定や従業員の学習環境整備等を含む、総合的リカレント教育推進体制の整備を促進する。

地域ニーズに応える産学官連携を通じた リカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和6年度要求・要望額 290百万円



文部科学省

背景

- リカレント教育の実施にあたり、地域の企業・自治体等のニーズの把握や、それに対応した教育プログラムの開発・提供、受講生確保に向けた広報・周知等が必要になるが、これらを全ての教育機関が個別に行うのは非効率。
- リカレント教育の持続的な推進を図る上で、個人の内なる気質に頼ることは限界がある。他方、企業側にとって、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがあるため、組織的な取組を進める意義は大きい。但し、個別企業の努力に委ねず、地域単位で取組の推進を図らないと実効性の確保は困難。
- 企業側においても、従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等の取組に関し、地域の産業界で指針等を策定・共有し、大学とも連携しつつその推進を図ることが重要。**

事業の実施内容

- 地域の複数の大学と産業界や自治体等が連携して、以下の通り、リカレント教育に関するニーズ把握やマッチング等を効果的・効率的に行うとともに、企業側における取組の促進も図るプラットフォームを構築し、その取組を促進。

【フェーズ①】プラットフォームの形成、地域の人材育成ニーズと教育資源のマッチング

産学官金による「リカレント教育プラットフォーム」を構築した上で、地域の産業構造を踏まえた人材育成に関する課題を整理し、その解決に向け、域内の大学等が行うリカレント教育とのマッチングを図る。併せて、地域のリカレント教育の必要性やメリットを理解・共有するためのシンポジウム等を開催。

【フェーズ②】企業側の評価や環境整備等を含む、総合的リカレント教育推進体制の整備

- 教育プログラムの適切な評価方法・体制の整備**
リカレント教育を利用する**企業側がその有用性等を適切に評価しうる評価方法を定め**、その結果に基づき、従業員の継続的な受講に値するように教育機関側が改善を図るといった好循環を構築する。
- 企業側における環境整備の促進**
フェーズ①段階の実施状況を踏まえた上で、リカレント教育に関する企業側における取組（**従業員の学習インセンティブの向上、学びやすい環境の整備、学習成果の適切な評価等**）について、大学側の取組（修了者のコミュニティ形成や、学びやすい授業形態の工夫、学習成果の可視化等）との連携を図りながら、リカレント教育プラットフォームが主導して地域単位での推進を図る。
- 経営者層をターゲットにしたリカレント教育プログラム開発**
地域の経営者層等をターゲットにした、**上記1)の企業側における環境整備や、大学等との連携の促進に資するリカレント教育プログラムを、経営者層側の主体的な参画を得て開発・実施**する。

※ フェーズ②では、企業側の観点からの評価方法を定め、実際の評価をプログラムの改善に反映し、それを踏まえて更に評価方法を見直すという一連の取組が必要であること、また、地域や分野ごとに異なる実情に対応しながら、取組の促進・改善を図る必要があることから、複数年にわたって体制整備を図ることが不可欠。

政府文書等における提言

「成長戦略等フットーアップ」(令和5年6月16日閣議決定)

- I 人への投資・構造的賃上げと「三位一体」の労働市場改革の指針（地域の産業界のニーズに合わせた教育プログラムの提供）
- 地域の産業界のニーズに合わせた高度人材を育成するため、地域の大学、地方自治体等にコーディネーターを配置し、当該ニーズを踏まえたリスキリング・プログラムの提供等を支援する。



主な実施事項

フェーズ①～

- リカレント教育に関する人材ニーズの調査
- コーディネーター配置
- 大学等の教育コンテンツと地域ニーズのマッチング
- プログラムや事例の広報・周知（コンテンツ集約）

フェーズ②～

- 企業等の観点から、受講の有用性等に関する評価方法を策定
- 評価結果に基づきプログラムを改善。評価方法も適宜見直し。
- 企業側のリカレント教育に関する取組状況を共有
- 地域におけるリカレント教育の受講促進に向けた企業側の環境整備に関する指針等を明示
- 大学側における当該指針等に対応した取組推進
- 大学等の協力を得た経営者向けプログラム開発
- 地元企業の経営者を集めたプログラム提供（総合教育政策局生涯学習推進課）

(7) 自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業

(新 規)

令和6年度要求額 77,431千円

1. 要旨

本事業は、大学における学びとその後の職業・キャリアとの関係性に関する調査研究を行い、その結果を活かして、大学の卒業生ネットワークを活用したリカレント教育プログラムの周知・受講促進とそのフィードバックを受けた教育内容の改善、企業の人事・研修制度への大学活用促進などを一体的に行い、取組の横展開を図っていく実証研究を行うものである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」においても、自律的キャリア形成の意識向上に向けて、職務ごとのスキル明確化やそれに応じたり・スキリングの重要性が示されているところである。

そこで、大学のリカレント教育プログラムを効果的に周知し、企業の評価も得て継続的なプログラム実施や個人のキャリアアップへの活用を促す仕組みを構築することで、大学を活用した従業員の学びを人材育成戦略として推進する企業等の増加や、キャリアの中に学びを循環的に組み込み、スキルアップ・キャリアアップを図るといった個人の自律的キャリア形成を促進する。

2. 内容

・ 大学卒業生や企業を対象にした実証研究

まず、15大学程度を実証研究の参画大学として確保し、その大学の卒業生を対象に現在の職務と大学での学びがどのように結びついているか、その関係性に関する調査分析を行い、具体的能力・スキルとそれに必要な学びの整理を行う。

その上で、卒業生や現役学生に対して、上記調査分析結果を活用したセミナーの実施や大学のリカレント教育プログラムの周知広報等を通じて、大学での継続的学びの有用性に関する普及啓発活動を行い、個人の学習インセンティブ向上に繋げる。実際にリカレント教育プログラムを受けた卒業生は大学での学びを通じた同窓生ネットワークを持続的に築くことができ、プログラムへのフィードバックを行ってもらうことでニーズに対応した内容の改善も期待できる。

また、大学での学びとキャリアの関係性や同窓生ネットワーク構築等のメリットを企業にも周知啓発し、大学を活用したリカレント教育を企業の人事研修に取り入れる、個人が大学で学んできた成果を評価・処遇に反映するといった制度の導入に向けた提案を行い、実際に検討する企業における効果検証も行う。

自律的なキャリア形成支援とリカレント教育普及促進に向けた実証研究事業

令和6年度要求・要望額 77百万円 文部科学省

背景・事業概要

- 新資本主義実行本部が掲げる「三位一体の労働市場改革」では、「リ・スキリングによる能力向上支援」が柱の一つとされ、それを支える「自律的なキャリア形成」も重視。
- 自律的なキャリア形成を推進していくには、学びとキャリアの関係を整理して明確にするとともに、学びに向けたインセンティブを喚起・持続するための仕組みを工夫するなど、キャリアの中に学びを循環的に組み込むための後押しが必要。
- このため、職業・キャリアに関して多くのデータや知見を有する人材サービス業者の協力を得て、大学における学びとその後の職業・キャリアとの関係性に関する調査研究を行い、その結果を活かして、①学生・社会人のキャリア観の育成や継続的な学びのインセンティブの喚起・持続をはじめとして、②大学における教育プログラムの質的改善、③企業の人事・研修制度における大学でのリカレント教育の活用、などにも資する取組について、総合的な実証研究等を行う。

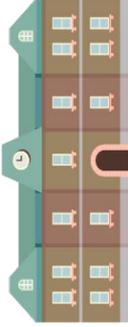
実施内容

(受託先: 民間企業 1 (連携大学15程度) , 事業期間: 3年)

調査研究・分析

- 大学における学びとキャリアの関係性に関し、以下のような調査を実施。(働いている業種や学んだ大学等の属性も踏まえて分析)
- 大学での学びを通じて得たスキル・能力が、どういった職業・業務で活かされているのか
- 社会人になってから、大学でどのような学びをした者が、その後どのようなキャリアパスを歩んでいるのか
- 卒業生が現在のキャリアで直面する課題に対応するために必要な学びは何か

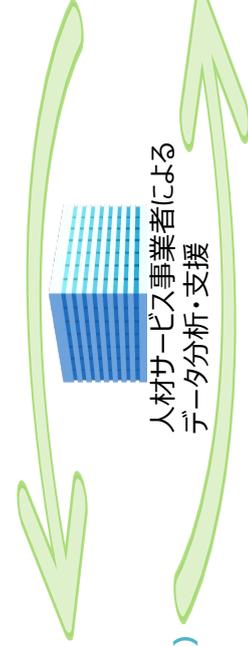
イメージ



- キャリア観の育成 (キャリアカウンセリングの充実等)
- 学びのインセンティブの向上

実証的取組み

- 学生・社会人の自律的なキャリア形成に資するものとして、例えば、以下のような実証的取組みを行う。
- 学生や卒業生に対し、母校における学びと卒業生のキャリアとの関係性を示したり、母校のリカレント教育の情報を卒業生の利用状況と併せて提供したりすることにより、学びのインセンティブを効果的に向上させ、持続的な学びのコミュニティを形成する
- 卒業生が就業後に実感する必要性に基づいてリカレント教育プログラムの開発・改善を行い、その誘引力や満足度を高める
- 左記調査結果等を活用し、大学でのリカレント教育を企業の人事・研修制度の一環に位置づけるような取組の導入に向けた提案やその効果検証を行う



- 大学教育の成果検証 (PDCA)
- 卒業生のリカレント教育ニーズへの対応

「経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針) 2023」

(令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速 (三位一体の労働市場改革)
一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。

効果検証・持続的システム化

- 以下のような追跡調査等を行うことで、左記の取組の効果を検証し、より効果的な取組となるよう改善を図るとともに、持続可能な実施体制の確立を支援。
- リカレント教育を受けた卒業生その後のキャリア・意識変化の追跡調査
- プログラムの誘引力や満足度の高まり、また、企業等の人事・研修制度における大学の活用等に関して、これらの取組が学びの継続性に及ぼす影響の追跡調査



- 学びのインセンティブを継続させる仕組みの構築 (卒業生ネットワークの活用等)
- 企業の人事・研修制度におけるリカレント教育の適切な位置づけ

(8) リカレント教育の推進に向けた環境整備事業

(前年度予算額 30,176千円)

令和6年度要求額 220,240千円

1. 要旨

本事業は、社会人の学び直しにおける「情報不足」といった課題に対応するため、ポータルサイト「マナパス」の運用を通じて、大学等が提供するリカレント教育プログラムの内容や学び直しにあたって活用できる支援制度、実際に学び直した社会人のロールモデル等、社会人の学びに役立つ情報発信を行い、さらに優良プログラムの内容や受講成果、リカレント教育の重要性や有用性を普及啓発しているものである。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」などでも、大学での学び直しの活用やそこで習得したスキル・学習歴の可視化の重要性については示されている。また、経団連からも、良質なリカレント教育プログラムに対する継続的支援や「マナパス」において企業側のニーズと大学側のシーズをマッチングするコーディネート機能の強化を提言されるなど、大学等のリカレント教育に関する情報発信において産業界の「マナパス」への期待は大きい。

大学等のリカレント教育プログラムに関する情報発信の他にも、キャリアカウンセリング機能や、各業種に求められる学習のレコメンド機能を追加したり、教育プログラムの一部や学びの成果等に関する動画コンテンツを増やしたりすることで、「マナパス」を通じた情報発信の質を向上させるとともに、大学等で提供される優良なリカレント教育プログラムについて「マナパス」を活用した情報発信等を行うことで、プログラムの発展的継続実施を支援する。

2. 内容

(1) 社会人の大学等での学びを応援するのサイト「マナパス」の運用

114,691千円 (29,340千円)

「自分が何を学べば良いか分からない」、「学んだ結果がどのように評価されるか分からない」、「学ぶ意欲が持てない」といった社会人個人が主体的にキャリアの中に学びを組み込んでいけるような自律的キャリア観の醸成を図るため、キャリアカウンセリング機能や学修レコメンド機能を新たに開発。

(2) 大学等のリカレント教育プログラムの発展的継続支援

104,700千円 (新規)

近年開発された大学等のリカレント教育プログラムについて、優良なものの継続的改良・実施を支援。BP 認定、教育訓練給付の指定を受けることを目指し、マナパス上でも積極的に周知・広報を行うことを要件とする。

リカレント教育の推進に向けた環境整備事業

令和6年度要求・要望額 220百万円
(前年度予算額) 30百万円



文部科学省

社会人の大学等での学びを応援するのサイト「マナパス」の運用

事業を実施する背景

※令和2年度から継続的に運用

- **大学・民間企業等が提供するプログラムや学修を通じて得られる成果**に関する情報が不足していることが、個人の学び直しや企業での人材育成が進展しない要因の一つと考えられる。
* 自己啓発における課題や企業が大学等をリカレント教育に活用しない理由として、情報不足が挙げられている。
- 社会人の学びにおける課題として、「自分が何を学べば良いかわからない」、「学んだ結果がどのように評価されるかわからない」、「学ぶ意欲が持てない」等が挙げられており、学ばず個人に対しても伴走支援が必要。
- 上記の背景を踏まえ、**産学官リソースの活用や、関係省庁との連携**を通じて、リカレント教育に関する情報によりアクセスしやすい環境整備を実現する。

過去の取組

- 【令和2年度】 サイトの公開、コンテンツ（検索機能、特集、修了生インタビュー等）の充実、イベント開催、テレビ・ラジオ・SNS等を活用した広報
- 【令和3年度】 既存コンテンツの充実、新規コンテンツ（いいね、コメント、マイページ機能等）の追加、厚労省Job-tagとの連携、イベント開催
- 【令和4年度】 企業向けページ開発、マイページ機能充実、民間企業等提供講座の掲載、民間・自治体等他サイト連携
- 【令和5年度】 オンラインコミュニケーション機能の開発、企業向けページ充実、マイページにおけるオープンバッジ貼付機能の本格実装、マイジョブ・カードとのシステム連携準備

令和6年度の取組

【実施主体：民間企業等 1箇所×1.2億円】

- **マッチング機能の充実化**：人材サービス企業のノウハウを活用し、以下の機能を開発する。
①キャリアカウンセリング機能 ②**各業種に求められるスキルや学びのレコメンド機能**
※令和5年度に開発予定のオンラインコミュニケーション機能も連携する形での実装を検討
- **動画コンテンツによる付加価値向上**：**社会人向け講座の一部や学びのロールモデル、学びの成果等に関する動画をマナパス上で公開**することで、受講のインセンティブを高める材料とする。
- その他、学習記録を就職等に活用するためマイジョブ・カードとのシステム連携、民間講座の充実、特集ページや修了生インタビューの充実、webプロモーション、サイバーセキュリティ強化等

リカレント教育プログラムの発展的継続支援

事業を実施する背景

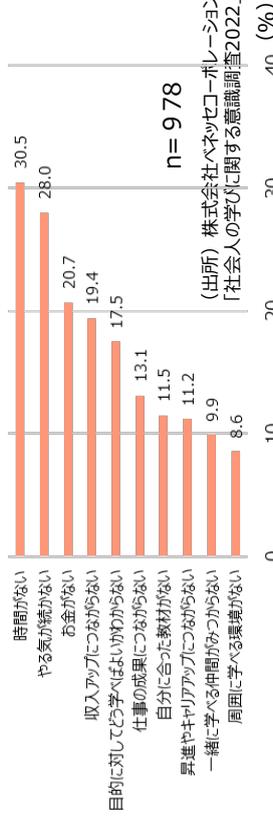
- 大学等が開発・提供するプログラム数は増加しているが、社会人の学びにおいて費用面の課題は大きい。
- 文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）認定や、厚生労働省の教育訓練給付対象講座の指定を受けることで、受講費用の負担軽減が図られるが、当該認定・指定を受けるには3年程度の就職実績など一定期間のプログラム継続による実績が必要。

実施内容

【実施主体：大学等 15箇所×0.1億円 ×2/3】

- 上記の背景を踏まえ、**近年開発された大学等のリカレント教育プログラムについて、優良なもの継続的改良・実施を支援**。
- BP認定、教育訓練給付の指定を受けることを目指し、マナパス上でも積極的に周知・広報を行うことを要件とする。

学習意欲があり、直近1年以内に学習した人の学習課題



事業を通じて得られる成果（インパクト）

- ✓ 学びに関する情報取得を円滑化することで、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。
- ✓ 学習によって得られる成果や学習歴を可視化するとともに、キャリアカウんセリングによる就職・転職等キャリアアップを支援することで、自律的キャリア形成の意識向上や、労働移動の円滑化にも寄与。

(総合教育政策局生涯学習推進課)